

早稲田大学大学院総合研究機構  
社会的養育研究所

フォスタリング機関の評価のあり方に関する  
調査研究 報告書

2021年4月



早稲田大学



## 目次

第1章 調査研究の概要 .....	1
1. 背景・目的 .....	1
2. 実施内容 .....	1
(1) 英国の評価機関オフステッドに関する調査 .....	1
(2) 日本の社会的養育の評価に関する調査 .....	1
(3) 報告書の作成 .....	1
3. 成果物 .....	1
4. 検討委員会 .....	2
(1) 体制 .....	2
(2) 開催状況 .....	2
第2章 英国の評価機関オフステッドに関する調査 .....	3
1. ソーシャルケア共通監査枠組：独立したフォスタリング機関対象 .....	3
(1) <P.1>表紙 .....	4
(2) <P.2> 目次 .....	4
(3) <P.3>1. はじめに .....	5
(4) <P.3-4>2. 監査の原則 .....	5
(5) <P.4>3. 監査の焦点 .....	6
(6) <P.5-6>4. SCCI の下で監査官がどのように判断するか .....	7
(7) <P.6-16>5. 評価基準 .....	8
(8) <P.16-17>6. 法的な背景 .....	18
(9) <P.17>7. 規則、政府の手引き、SCCIF .....	19
(10) <P.18>8. 通知 .....	19
(11) <P.19-20>9. スケジュールリングと監査チーム .....	20
(12) <P.20-21>10. 時間的な枠組 .....	22
(13) <P.21-26>11. 監査の準備 .....	23
(14) <P.26-34>12. 現地調査の様子 .....	27
(15) <P.34-35>13. 要件と推奨事項の作成 .....	36
(16) <P.36>14. 不十分という判断：次のステップ .....	38
(17) <P.36-38>15. 監査報告書 .....	39
(18) <P.38-39>16. 監査時に実施すること .....	40
(19) <P.39-40>17. 監査に対する懸念や苦情 .....	41
(20) <P.40-45>18. モニタリング訪問 .....	42

(21) <P.45-46>19. 里親に委託中の子どもがいないフォスタリング機関 .....	48
(22) <P.46>20. 責任者のチェック .....	48
(23) <P.47>21. 登録管理者がいない機関 .....	49
(24) <P.47>22. 不完全な監査 .....	50
(25) <P.48-49>23. 養子縁組のための養育 .....	50
(26) <P.49-51>24. 子どもの安全確保と児童保護に関する懸念事項 .....	52
(27) <P.51>25. 個人情報の利用について .....	54
2. 2018年に監査を受けた自治体の報告書の概要について .....	55
(1) 監査の項目 .....	55
(2) 選択した自治体 .....	55
(3) London Borough of Hillingdon について .....	56
(4) Barnsley について .....	57
(5) Birmingham City Council について .....	58
<b>第3章 日本の社会的養育の評価に関する調査 .....</b>	<b>60</b>
1. 先行研究 .....	60
2. 社会的養育にかかわる評価制度一覧 .....	63
<b>第4章 調査研究の総括 .....</b>	<b>69</b>
1. 現状の課題認識 .....	69
2. 日本の評価制度と英国ソーシャルケア共通監査枠組の主な特徴 .....	72
(1) 法令上の位置付け .....	72
(2) 評価目的・評価基準等 .....	72
(3) 評価の判定 .....	73
(4) 評価の実施頻度と進め方 .....	73
(5) 利用者調査（アンケート） .....	73
(6) 評価機関の質 .....	74
(7) 公表方法 .....	74
(8) 評価制度の位置付け .....	75
3. フォスタリング機関の評価のあり方に向けた提言 .....	76
(1) 評価の必要性及びその意義 .....	76
(2) 評価の対象 .....	76
(3) 評価の活用 .....	76
(4) 評価の視点 .....	77
(5) 評価方法 .....	77
(6) 公表方法 .....	77

(7) 評価機関及び人材育成 .....	78
(8) 今後検討が望まれる事項 .....	78
<b>第5章 参考文献 .....</b>	<b>79</b>



# 第1章 調査研究の概要

## 1. 背景・目的

2016年に改正された児童福祉法では、子どもの家庭養育優先原則が明確化され、都道府県の行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）が具体的に位置付けられた。2017年8月には、厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、子どもの発達ニーズの観点からの里親委託率の向上と質の高い里親養育の実現が求められている。

こうしたことを背景に、今後重要な役割を担う民間フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）の設置が全国で広がっている。子どもの権利擁護を図り、支援の質の確保とその継続的な改善を行うためには、評価のあり方の検討が急務である。

本調査研究において、日本におけるフォスタリング機関の評価のあり方を提言することで、子どもの権利擁護と、質の高い里親養育の実現に資することを目的とする。

## 2. 実施内容

### (1) 英国の評価機関オフステッドに関する調査

子どもの権利擁護を重視し、里親委託に関して先進的である英国の評価機関オフステッド（Office for Standards in Education, Children's Services and Skills : Ofsted）に関する調査を行った。オフステッドにおけるフォスタリング機関の評価に関して、英国児童福祉の研究者である山口敬子先生（京都府立大学）に協力を依頼し、評価方法、評価項目、仕組み等についての調査を実施した。

### (2) 日本の社会的養育の評価に関する調査

日本の社会的養育の評価に関する調査を実施した。先行研究及び制度的な枠組を調査することで、評価制度の特徴を把握した。

### (3) 報告書の作成

調査研究の検討結果をとりまとめ、報告書を作成した。報告書では、検討委員会の実施概要、英国の評価機関の調査結果、日本の評価制度、提言等を盛り込んだ。

## 3. 成果物

報告書は、厚生労働省および各自治体・関係機関等がフォスタリング機関の評価方法を検討する際に参考となることを想定して作成した。

## 4. 検討委員会

フォスタリング機関の評価のあり方を検討するため、有識者検討委員会を開催する。検討委員会での意見を踏まえて、日本のフォスタリング機関の評価に関する提言等を作成する。

### (1) 体制

【構成員】（50音順、所属先は2021年3月時点）

- ・河野 洋子氏 大分県福祉保健部こども・家庭支援課長
- ・長田 淳子氏 二葉乳児院フォスタリングチーム統括責任者・副施設長
- ・藤林 武史氏 福岡市こども総合相談センター（福岡市児童相談所）所長
- ・三輪 清子氏 明治学院大学 専任講師
- ・山口 敬子氏 京都府立大学 講師
- ・渡邊 守氏 特定非営利活動法人キーアセット 代表

【調査実施者】

- ・上鹿渡 和宏 早稲田大学社会的養育研究所 所長
- ・西郷 民紗 早稲田大学社会的養育研究所 客員次席研究員
- ・上村 宏樹 早稲田大学社会的養育研究所 客員次席研究員

### (2) 開催状況

調査研究の検討にあたり、専門的助言を得るために、2020年9月～2021年3月の間に、検討委員会を4回開催した。



## 第2章 英国の評価機関オフステッドに関する調査

### 1. ソーシャルケア共通監査枠組：独立したフォスタリング機関対象

英国のフォスタリング機関の評価に関する情報収集を行うため、下記のオフステッドのソーシャルケア共通監査枠組（Social care common inspection framework：SCCIF）を翻訳（仮訳）した。用語の翻訳にあたっては適当と考えられる訳語をあてているが、日本における用いられ方と異なる場合があることに留意が必要である。

Ofsted (2019) Social care common inspection framework (SCCIF): independent fostering agencies (Published: 8 November 2019)

[https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5c9cb3c1e5274a527c259bcc/SCCIF\\_independent\\_fostering\\_agencies.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5c9cb3c1e5274a527c259bcc/SCCIF_independent_fostering_agencies.pdf)

(2021年4月14日参照)

## (1) <P.1>表紙

ソーシャルケア共通監査枠組（SCCIF）：独立したフォスタリング機関対象

2019年11月11日以降に使用する独立系養護施設の監査方法に関するガイダンス

私たちの監査の第一の原則は、子どもたちの生活にとって最も重要なものに焦点を当てることである。SCCIFは、「万能の」枠組ではない。評価基準は、さまざまなタイプの子どものソーシャルケアサービス全体で大まかに一貫しているが、各タイプのサービスの独自性を反映している。

更新や修正については、独立フォスタリング機関向けのSCCIFの公表版を必ず参照されたい。

## (2) <P.2> 目次

後ろの数字は原文のページ数

1. はじめに 3	14. 不十分な判断：次のステップ 36
2. 監査の原則 3	15. 点検報告書 36
3. 監査の焦点 4	16. 監査中の実施 38
4. 監査官がSCCIFの下でどのように判断するか 5	17. 監査に関する懸念や苦情 39
5. 評価基準 6	18. モニタリング訪問 40
6. 法的文脈 16	19. 里親に預けられている子どもがいない機関 45
7. 規則、政府の手引き、SCCIF 17	20. 責任ある個人のチェック 46
8. お知らせ 18	21. 登録管理者がいない機関 47
9. スケジュールリングと監査チーム 19	22. 不完全監査 47
10. タイムフレーム 20	23. 養子縁組のための養育 48
11. 監査の準備 21	24. 保護と児童の保護に関する懸念事項 49
12. 立入監査の様子 25	25. 個人データの使用 51
13. 要件の作成と提言 34	

### (3) <P.3>1. はじめに

ソーシャルケア共通監査の枠組が意味するもの

2017年4月から使用するために HMCI (Her Majesty's Chief Inspector) によって考案されたソーシャルケア共通監査枠組 (SCCIF) は、以下の監査に適用される。

- 児童養護施設 children's homes
- 子どもの保護施設 secure children's homes
- 独立フォスタリング機関 independent fostering agencies
- 寄宿学校 boarding schools and residential special schools
- ヴォランタリー養子縁組機関 voluntary adoption agencies
- 養子縁組支援機関 adoption support agencies
- 施設型のファミリーセンター residential family centres
- 障がいのある子ども対象のホリデイ中の入所型施設 residential holiday schemes for disabled children
- 寮制大学 residential provision in further education colleges

SCCIF は以下のことを意味する。

- 上記の設定の範囲で同じ判定構造を適用する。
- 子どもやその他のサービス利用者の経験と進歩は、その人が生活している場所や支援を受けている場所がどこであろうと、監査の中心となる。
- 毎回の監査についての通常報告は重要なエビデンスの一分野である。

SCCIF は、「万能の」枠組ではない。必要に応じて、SCCIF は、各タイプの施設のユニークで特徴的な側面を反映し、対応している。しかし、私たちが判断を下すために使用する評価基準と付属のガイダンスは、可能な限り、各施設間で一貫しているものである。

### (4) <P.3-4>2. 監査の原則

子どもに焦点を当て、一貫性を保ち、資源の優先順位をつける。

#### ① 2.1 子どもたちの生活にとって最も重要なことに焦点を当てること

私たちは、ソーシャルケアの監査は子どもたちの経験と進歩に焦点を当てるべきだということで、主なソーシャルケアの利害関係者との間で一般的なコンセンサスに達した。私たちは定期的に、子どもたちと、子どもたちのケアをする大人たちに、

子どもたちの経験と進歩について、何が最も重要かを尋ねている。

これを参考にして、私たちは、事業者が子どもたちの生活にどのような違いをもたらしているかを判断基準にしている。大人たちは、そのために必要な時間、資源、情報が与えられて初めて、子どもたちを十分に支援することができるので、子どもの世話をする大人が受ける支援の質も考慮に入れていく。

## ② 2.2 プロバイダーへの期待に一貫性を持たせること

専門家や一般の人が、類似のサービス提供機関を比較できることが重要であり、これを可能にするために、私たちは提供者に期待することを一貫させている。

私たちは、可能な限り、子どもたちがどこに住んでいるか、支援を受けているかに関わらず、同じ判断構造と同じ評価基準を使用する。

私たちの監査方法や公表されている指針が異なるのは、正当な理由がある場合のみである。これには、監査の頻度を決定する際のアプローチも含まれている。

## ③ 2.3 改善が最も必要とされるところで優先順位をつけること

私たちは、最も必要とされるところに資源を集中させるような方法で監査を行うことを約束している。指導者や管理者が、一貫して子どもたちのためのサービスを適切に提供できることを示した場合には、監査の頻度を減らしたり、より割合の多い監査を行うことを決定することがある。

しかしながら、私たちは常に、頻繁に監査を実施しないことによって起こりうる子どもたちへのリスクを考慮に入れている。私たちは、基準が低下しているかどうかを判断するために、さまざまな情報を利用している。そして、懸念がある場合には、常に、より迅速に優良で優れたプロバイダーに戻せるようにする。

## (5) <P.4>3. 監査の焦点

子どもと若者に対するサービスの影響を評価する。

SCCIF は、主にケース追跡とサンプリングを通じて、子どもや若者の経験と進歩に対するケアや支援の影響を評価することに一貫して明確な焦点を置いている。これは、以下のことを意味している。

- 監査官は、方針や手続きを見る時間を減らし、子どもたちの生活に与えるサービスの影響を見る時間を増やす。

- 監査のための最低限の通知を行うことで、日常的な状況を確認することができ、事業者が監査の準備に費やす時間を可能な限り短縮できるようにしている。
- 監査官が監査を支援するために必要とする情報の詳細を可能な限り明確に示している。これにより、監査の通知を行う際にプロバイダーが最善の証拠を提出することが可能になる。

## (6) <P.5-6>4. SCCI の下で監査官がどのように判断するか

監査官が行う判定についての情報

### ① 4.1 判定の仕組み

SCCIF の判断構造は、監査の第一原則である「子どもたちの生活にとって最も重要なものに焦点を当てる」ことに基づいており、子どもたちや子どもたちのサービスを利用する人たちの進歩や経験を監査の中核に据えている。

SCCIF のすべての監査は、4段階評価（優れている、良い、良いものにするには改善が必要、不十分）に従っており、子どもや若者の経験や進歩等をふまえ、下記の2点を総合的に考慮して判断される。

- 子どもや若者がどの程度支援され、保護されているか
- 指導者・管理者の有効性

養子縁組支援機関、ヴォランティア養子縁組機関、施設型ファミリーセンターの監査では、必要に応じて、成人のサービス利用者の経験も監査対象となる。

子どもや若者がどの程度支援され、保護されているかについての判断は、制限的な判断となる。つまり、監査官がこの分野が不十分と判断した場合、「全体的な経験と進捗状況」の判断は常に不十分であるということである。

指導者と管理者の有効性の判定は、段階的な判定である。監査官がこの分野を不十分と判断した場合、「全体的な経験と進歩」については、不十分と判断される可能性が高く、確かに改善が必要とされる程度のものではない。

監査官は、「総合的な進歩と経験」の判定にこれらを考慮できるように、まず制限判定と等級判定を行う。

保護用の児童養護施設の監査では、監査官は、教育および関連する学習活動の成果について追加の判定を行う。次の URL にそのためのガイダンスがある

([www.gov.uk/government/publications/childrens-homes-inspection-documents](http://www.gov.uk/government/publications/childrens-homes-inspection-documents))。

## ② 4.2 監査官の評価基準の使い方

監査官は、「良い」とはどのようなものか記述したものを、パフォーマンスの等級付けや判定の基準として使用する。しかし、この判断はチェックリストに基づくものではない。これは、子どもや若者の経験と進歩に対するケアと支援の有効性と影響についての専門的な評価である。「良い」の基準をすべて満たしていないからといって、自動的に「改善が必要」という評価になることはない。

施設の性質や子どもや若者のニーズによっては、いくつかの基準は他の基準よりも関連性が低いものもある。

すべての基準が関連性のあるものであっても、評価基準に照らし合わせて証拠を計量し、バランスをとる際には、常に専門的な判断が必要となる。

監査官は、エビデンスが最も適切に配置されていると結論付けた場合、その施設を良いと判断する。これを「ベストフィット」と呼んでいる。

SCCIF 監査の評価基準は、さまざまなタイプの施設に共通しているが、必要に応じて、各タイプの施設の多様でユニークな性質を反映するように調整されている。

## ③ 4.3 必要なエビデンス

監査官は、それぞれの判断に必要なエビデンスのいくつかの分野に注目する。いくつかの分野はすべての SCCIF 監査に共通するものであるが、他の分野は特定のタイプの提供に特有のものである。必要とされる証拠分野は、各判定の評価基準の冒頭に箇条書きに記載されている。

監査官は、特段の理由がない限り、常にこれらの分野について報告する。

## (7) <P.6-16>5. 評価基準

良いと思われるものの基準を含む、監査官が判断するために使用する基準。

### ① 5.1 子どもと若者の全体的な経験と進歩

必要とされるエビデンスは以下の通りである。

- 提供される個別のケアとサポートの質、子どもの経験と進歩に対する機関の影響と影響。
- 子ども、専門家、ケア提供者、親、その他の主要な個人との関係の質。
- 里親が、子どもの健康、教育、情緒的、社会的、心理的な幸福に関連して、子どもの進歩を促進するために、どの程度の準備と支援をしているか。
- 子どもたちの意見がどの程度理解され、考慮されているか、子どもたちの権利と

権利がどのように満たされているか。

- 日頃の子どもの体験の質。
- 子どもや若者が将来に向けてどれだけの準備ができているか、また、移行がどれだけうまく管理されているか。
- 自治体の外で生活する子どもや若者のニーズがどの程度満たされているか。
- 養子縁組のための養育活動の質と影響（養子縁組のための里親委託の監査と報告方法の詳細については、セクション 23 を参照のこと）。
- 養子縁組のための養育活動の質と影響（養子縁組のための里親委託の手配に関する監査と報告の方法の詳細については、セクション 23 を参照のこと）。

Good (良い)
里親は、子どもたちのことをよく知り、話を聞き、一緒に過ごし、子どもたちを保護し、福祉を推進する。子どもたちは、適切な恒久性と帰属意識を育み、里親の家族の生活に完全に参加することができる。
子どもたちは進歩し、様々な肯定的な経験をすることができる。里親のレスパイトケアは、里親との居場所の安定性の向上など、子どもや若者の最善の利益となる場合にのみ提供される。提供されるレスパイトケアは、子どもや若者のニーズを十分に考慮したものでなければならない。
口頭での意思疎通ができない児童を含め、日常生活や生活に関するより複雑な意思決定に積極的に参加できるように支援される。子どもたちは、子どもたちの希望に沿った行動ができない場合や、子どもたちの最善の利益となるような行動がとられる場合には、それを理解するための支援を敏感に受けている。子どもたちは、独立した擁護者や、必要に応じて独立した面会者を利用することができ、積極的に参加するように奨励されている。
子どもたちは苦情の言い方を知っている。当機関の苦情処理方針は、わかりやすく、利用しやすく、子どもに焦点を当てたものである。子どもたちは、苦情の結果何が起こったのかを理解している。子どもたちの苦情は真剣に扱われ、明確に対応される。緊急の措置がとられ、それに応じて実践やサービスが改善される。
子どもたちは学校や他の教育機関に通っている。子どもたちは学習しており、スタート地点から順調に進歩している。里親は子どもたちのために意欲的であり、子どもたちが学校に通い、教育をしっかりと受けられるように支援している。学校やカレッジ、バーチャルスクールの校長との効果的な連絡がある。
子どもたちは、適切な場合には、地域社会での活動を含め、社会的、教育的、レクリエーションの機会を幅広く享受している。放課後の活動や地域に根ざした活動、修学旅行や休日に参加することができる。希望すれば、信仰に基づいた活動に参加できるように支援する。
子どもたちは、安全でない状況や安全でない人と一緒にいることから身を守りながら、個々のニーズに沿った自立心を育むことができるように支援されている。若者の将来の計画（ケアを離れる時期など）について懸念がある場合、当局は地方自治体に異議を申し立てる。
若者は、提供されたケアや支援を必要とする限り、ケア提供者との生活を続けることができる。「措置延長」の取り決めが検討され、可能な限り早期に計画されている。
子どもたちの健康状態が良好であるか、健康状態を改善したり、生涯にわたる状態

<p>を管理するための支援を受けている。子どもたちの健康上のニーズ（必要に応じて、精神的および性的健康上のニーズを含む）が特定されている。子どもたちは、必要なときに地域の保健サービスを利用できる。</p>
<p>薬物管理の手配は安全かつ効果的であり、可能な限り自立を促進する。里親や代理店のスタッフは、健康を促進するために医療専門家との効果的な関係を築く。</p>
<p>里親から離れて暮らす子どもを含め、個々のニーズに応じて専門家の支援が利用できるようにする。必要な時に必要なだけ、必要な強度で、必要なだけの期間、支援を受けることができる。</p>
<p>他の場所からの専門的なサービスが利用できない場合や、子どもたちが長い間助けを待っている場合、当機関は、配置先の当局および／または他のパートナーとの懸念事項に積極的に挑戦し、段階的に拡大していく。</p>
<p>当機関が提供または委託した特定のケアの種類やモデルは、適切な訓練を受け、経験があり、資格を持ち、スーパービジョンを受けているスタッフやケア提供者によって提供されている。子どもたちにとってのメリットが明らかである。ケアは定期的に見直されている。</p>
<p>里親家庭に委託されたばかりの子どもたちは、慎重かつ考慮された計画のもと、敏感に歓迎される。子どもたちが里親の家を出るときには、前向きな結末を促し、子どもたちの「ライフストーリー」を構築するのに役立つ仕事をする。終末が計画されていない場合でも、子どもたちの福祉と幸福が最優先され、機関と養護者は常にこのことを念頭に置いて行動する。里親ホームで暮らす他の子どもたちのニーズや気持ちも考慮に入れる。</p>
<p>養護者との良好な関係を築くことで、子どもたちは自分自身の葛藤や困難な感情に対処するスキルと戦略を身につける。子どもたちには、明確で一貫性のある適切な境界線がある。</p>
<p>子どもたちは尊厳と敬意をもってケアされている。年齢、障害、民族性、信仰や信条、性別、性自認、言語、人種、性的指向など、自分のアイデンティティや家族の歴史に敏感に対応したケアを受けている。</p>
<p>ケアと支援は、肯定的な自己観を育み、愛着を形成し維持する能力を高め、情緒的な回復力と自分自身のアイデンティティの感覚を築くことができるように支援する。また、ケアと支援は、彼らが過去に経験したネグレクトやトラウマを克服できるように支援する。</p>
<p>機関とそのケア提供者は、子どもたちがどんな困難に直面していようとも、個々の子どもたちの幸福を実践の中心に置いている。子どもたちの成果はすべて祝福され、適切に報われる。日常生活、プライバシー、個人的な空間、栄養価の高い食事など、子どもたちの日々のニーズが満たされている。</p>
<p>家族や友人、前のケア提供者など、子どもにとって大切な人たちと適切かつ慎重に（直接および／または間接的に）接触できるように支援している。</p>
<p>不必要な制限がされていない。スタッフは、保護者や前ケア提供者との有意義で安全な接触と、適切な場合はケアの継続性を促進するために、積極的かつ明確に働いている。</p>
<p>里親候補者がこの機関に連絡を取ると、この機関に大切にされ、歓迎されていると感じる。評価のプロセスは時宜を得ており、里親のニーズに敏感である。</p>
<p>里親が子どもに適していると判断されるアセスメントは、その子どものニーズと支援・支援に必要なスキルを明確に理解した上で行われる。</p>
<p>当該機関は、適切なケアが提供できるように、里親募集開始前に里親との間で常に完全な情報が共有されていることを確認するために、地方自治体と協力している。情報が共有されていない場合は、それを追求した証拠を提供することができる。丁</p>



寧なマッチングは、委託の安定と里親の定着に貢献している。
里親は、専門的かつ支援的な関係を築いており、質の高いケアを提供するのに役立っている。里親は、子どものソーシャルワーカーと非常に効果的に協力して、子どものニーズに合った配置が適切で、計画的に行われるようにしている。
子どもを取り巻くチームの一員であり、お互いに支え合っている。里親は、子どもや若者のための計画に積極的に関与しており、その意見は養育機関によって評価され、子どもや若者の成長に積極的に影響を与えている。
養育者は、子どもたちのための計画が最善の利益になるように十分に支援されている。養育者とその家族は、養育機関が提供する支援を評価しており、養育による家庭生活への追加的な要求に対処するのに役立っている。
ショートブレイクを受けた子どもたちは、サービスの質の高さから、発達が進み、スキルや新しい経験を身につけている。
ショートブレイクサービスでは、保護者やケア提供者と効果的な関係を築くことができ、保護者は安心して子どもを預けることができ、保護者はその施設が何を提供してくれるかを理解している。保護者は、ショートブレイク委託の計画に参加していると感じ、懸念や苦情を申し出ることができる。介助者や代理店のスタッフが連絡を取りやすく、保護者に子どものショートブレイクの経験について情報を提供している。
養子縁組にむけた里親委託は、養子縁組を必要とする子どもの遅延や混乱を最小限に抑え、早期の永続性につながる。実践と意思決定においては、常に子どものニーズが中心となる。養子縁組のための里親募集の準備と支援は、養子縁組のための里親募集が家庭生活に与える影響を、里親とその子ども（関連する場合）が管理できるように支援するものである。評価はしっかりしている。養子縁組のための養育について、養子縁組希望者に提供される情報は、明確で参考になる。

<b>Requires improvement to be good</b> (良いものにするためには改善が必要)
子どもたちの経験や進歩は、機関が子どもやケア提供者に良いケアや支援を提供できていない場合、改善が必要になる可能性が高い。子どもの経験と進歩を十分に支援し、中長期的にリスクを軽減するためには、指摘された弱点に対処する必要がある。しかし、子どもたちの福祉が守られず、促進されない結果となるような深刻な、あるいは広範囲な失敗はない。

<b>Inadequate</b> (不十分)
子どもが保護されていない、あるいは福祉が促進されていない、保護されていない、あるいはケア、支援、経験が不十分で、子どもが進歩していないということを意味する深刻な、あるいは広範な失敗があった場合、子どもの経験や進歩が不十分であると判断される可能性がある。

### Outstanding (優れている/際立っている)

子どもや若者の経験や進歩が優れていると判断される可能性が高いのは、「Good」の要件を満たしていることに加えて、以下のようなエビデンスが示された場合である。

専門的な実践は一貫して良い基準を超えており、複雑なニーズや困難なニーズがある場合でも、子どもたちの生活に持続的な改善をもたらしている。
当機関の実践により、子どもたちに変化と改善がもたらされていることを示す重要な証拠がある。子どもたちの進歩は、子どもたちの出発点を考慮すると飛びぬけ

ている。
子どもやケア提供者が受けているケアや支援は、子どもたちの人生のチャンスを高めている。最も複雑なニーズを持つ子どもたちについては、子どもたちの生活に変化をもたらすことで持続的な利益を得ていることを証明できる。より広く普及させるに値する優れた実践の例がある。
研究に基づいた実践は、その中には革新的なものもあり、子どもたちの生活や経験に並々ならぬ変化をもたらし、強く自信に満ちた基盤から発展し続けている。

## ② 5.2 子どもや若者の支援と保護がどの程度充実しているか

必要とされるエビデンスは以下の通りである。

- リスクがどの程度特定され、理解され、管理されているか、提供された支援やケアが、子どもや若者の安全を確保するためにケア提供者を支援しているか。
- 行方不明になったり、搾取、ネグレクト、虐待、自傷行為、いじめ、過激化などの危険性がある子どもに対応するために、ケア提供者がどの程度の準備と支援をしているか。
- ケア提供者が状況や行動を管理するための準備や支援がどの程度できているか、また、明確で一貫性のある境界線が子どもや若者の幸福感や安心感に貢献しているかどうか。
- 子どもを保護するための保護措置が、すべての法定およびその他の政府の要件を満たしているか、子どもの福祉を促進し、過激化を防止しているかどうか。

Good (良い)
子どもたちは、ネグレクト、虐待、性的搾取、事故、いじめ、過激化などの危害から守られていると感じている。自傷行為を含め、子どもへの危害や危害のリスクを軽減するために、子どもと関わるすべての人が、強力で堅固で先を見越した対応を行っている。この対応には、必要に応じて、子どもの将来の計画に沿って、子どもの担当するソーシャルワーカーやその家族との定期的かつ効果的な連絡や計画が含まれている。
子どもは、どんな心配事でも相談できる信頼できる大人を見つけることができる。子どもたちは、大人が子どもの話に耳を傾け、子どもの懸念を真剣に受け止め、適切に対応していると報告している。
子どもの犯罪、薬物やアルコールの乱用、自傷行為、行方不明、性的搾取などに関連するリスクは、子どもの世話をする大人が知っており、理解している。
個々の最新のリスク評価は、各子どもの既知の脆弱性に効果的に対処し、リスクに対処するためにどのような行動をとるべきかを示している。危害や危害のリスクを軽減するための計画があり、これらのリスクが最小限に抑えられているという証拠がある。
行方不明になった子どもたちは、彼らへの危害や危害のリスクを軽減するような、うまく調整された対応を経験している。リスクが十分に理解され、最小限に抑えられている。子どもたちを保護し、さらなる危害や危害のリスクを軽減するための緊

急行動の明確な計画がある。
当該機関は、行方不明の子どもに対する法定ガイダンスの要件を認識し、適切に実施している。自治体から独立した帰宅に関する面接が提供されなかったり、手配されなかったりした場合には、地方自治体に異議を唱え、懸念事項をエスカレートさせるための適切な措置をとる。保護者は、適切な場合には、子どもが行方不明になった、または行方不明になっている件について知らされている。
子どもたちが年齢に応じた適切なリスクを取ることができるように支援されており、それは保護者、ソーシャルワーカー（必要に応じて）、子ども自身と一緒に検討されている。
子どもたちは、いじめ、同性愛嫌悪、人種差別、性差別、過激化、その他の差別から保護され、安全な生活を送れるように支援されている。差別的な行動に挑戦し、敬意を持って他者に接する方法について理解できるよう、子どもたちに支援を行う。
子どもたちは、自分の行動や感情を安全に管理するための支援を受ける。里親は、何が安全で許容できるかについて明確な境界線をもって対応し、行動のきっかけを理解しようとする。
前向きな行動が一貫して促進される。里親は、効果的なエスカレーション緩和のテクニックや、それぞれの子どものニーズに合わせた創造的な代替戦略を使用し、可能であれば子どもと相談しながら計画する。
抑制は、子どもとその周囲の人々を保護するために、法律の枠組と機関の方針に厳密に従った場合にのみ使用される。すべての事件は検討され、記録され、監視され、子どもの年齢や理解度に応じて、子どもの意見が求められ、理解される。
コンフリクト管理は効果的であり、人間関係を改善し、青少年の個人的責任感を高め、警察の正式な介入の必要性を減らすような修復的な実践を適切に利用することが含まれている。
警察との積極的かつ効果的な協力関係は、子どもたちの支援と保護に役立つ。養育機関と養育者は警察と協力して、刑事司法制度への不必要な関与から子どもたちを守る。
里親は、いじめ、性的搾取、過激化など、インターネットの利用が子どもたちにもたらす危険性を理解している。当該機関は、子どもたちの安全を守るために、また、自分自身を安全に保つ方法を学ぶ上でケア提供者を支援するために、十分に開発された戦略がある。
スタッフやケア提供者の慎重な採用と定期的なモニタリングにより、不適切なスタッフやケア提供者が採用され、子どもたちに危害を加えたり、危険にさらす機会を持つことを防ぐことができる。関係当局には、不適切な成人に関する懸念事項が通知される。
里親のリクルート、アセスメント、準備、訓練は、子どもの安全を守ることに重点を置いている。当該機関は、安全なケアを推進し、少なくとも年に1回、里親への抜き打ち訪問を行い、里親いない状態で子どもたちが信頼できる専門的な大人と話す機会を定期的に持てるようにしている。
機関のスタッフと里親は、子どもの安全に関する懸念事項に対応するための手順を知っており、それに従う。子どもの保護に関する懸念はすべて、必要に応じて、すぐに里親斡旋先および／または受け入れ先の地方自治体と共有され、その照会の記録が保持される。
当該機関は、照会の結果を迅速にフォローアップし、子どもをさらなる危害から守るために適切な措置がとられているというエビデンスがある。委託機関は、委託先の地方自治体または委託先の当局の対応に満足していない場合、その懸念を適切

に段階的に広げ、その子を委託している地方自治体の児童サービス部長に手紙を書くことを含めて、その懸念事項を適切に伝えている。
危害の申し立てや疑いに関する調査は、適切な機関と共有され、公正かつ迅速に、法定のガイダンスに従って処理される。子どもは支援され保護される。疑惑を提起した人と疑惑の対象となった人の両方に支援が行われる。養育者が申し立ての対象となった場合、養育者から子どもを引き離す必要がある場合には、慎重に評価された慎重な決定が下される。
当該機関は、地方自治体、指定職員、その他の主要な保障措置機関との効果的な連携を持っている。拘束中に受けた怪我や里親に対する疑惑など、保護の問題についての良好なコミュニケーションがある。当機関は、子どもたちの安全を守るための専門的な支援を提供できる可能性のある地元のボランティアセクターの組織と良好な関係を持っている。
里親家庭は安全かつ安心できる環境であり、子どもたちを危害や危害の危険から守っている。里親家庭では子どもたちに快適な環境を提供する。必要な設備がすべて提供されている。
里親のリクルート、アセスメント、里親の支援は、里親家庭で暮らす子どもたちが安全で安心して暮らせるように支援することを含め、子どもの保護に非常に重点を置いている。里親の準備は、虐待やネグレクトが子どもの行動やニーズに与える潜在的な影響に対処し、里親が置かれている子どもたちの発展的なニーズに対応できるように準備するのに役立つ。

<b>Requires improvement to be good</b> (良いものにするためには改善が必要)
子どもたちに提供されている支援や保護について、子どもたちがまだ良い支援や保護を受けていない場合は改善が必要になる可能性が高いが、子どもたちが危害を受けるか、危害を受ける危険性を残すような重大な失敗はない。

<b>Inadequate</b> (不十分)
子どもたちに提供されている支援と保護が不十分である可能性が高いのは、子どもたちが危害を受けたり、危害を受ける危険性があったり、子どもたちの福祉が守られていなかったりするような深刻な、あるいは広範な失敗があった場合である。

### Outstanding (優れている/際立っている)

子どもや若者に提供されている援助や保護が優れていると判断される可能性が高いのは、「Good」の要件を満たしていることに加えて、以下のようなエビデンスが示された場合である。

専門的な実践が、子どもたちの生活の持続的な改善につながっている。非常に効果的な計画は、子どもたちへのリスクを管理し、最小化する。子どもたちが新たに配置された場合、リスクは十分に理解されており、大幅に減少している。
積極的かつ創造的な保護措置の実践は、最も脆弱な子どもを含むすべての子どもたちが、強い安全感と幸福感を持ち、定期的にケアから姿を消してしまう可能性が低いことを意味する。子どもたちは、状況を緩和する方法を作り、効果的な創造的な代替戦略を見つけることに関与している。
研究に基づいた実践は、その中には革新的なものもあり、強く自信に満ちた基盤か

ら発展し続け、子どもたちの生活と経験に並々ならぬ変化をもたらしている。

### ③ 5.3 リーダーやマネージャーの効果

必要とされる証拠は以下の通りである。

- 指導者や管理者が野心的なビジョンを示しているか、すべての子どもたちが達成できることに高い期待を持っているか、高い水準のケアを確保しているか。
- リーダーやマネージャーがどれだけ子どもや若者のニーズを優先しているか。
- 指導者と管理者は、子どもと若者のための計画に関連して子どもと若者が進歩していることを明確に理解しているため、子どもと若者が発達のあるあらゆる側面において、出発点から継続的に進歩するように、ケア提供者がどの程度支援されているか。
- 指導者や管理者が、効果的な監督や評価、質の高い導入研修や研修プログラムを通じて、子どもや若者のニーズに合わせた適切な支援環境を職員に提供しているか。
- リーダーやマネージャーが、設定の強みと弱みをどれだけ理解し、理解しているか、不足を防ぎ、弱みを見極め、断固とした効果的な行動をとることができるか。
- 機関がその目的と目標を達成しているかどうか。
- 子どもや若者の発達のあるあらゆる分野で、可能な限り最高のオールラウンドなサポートを保証するための専門的な関係の質の高さ。
- 他のサービスの対応が効果的でない場合に、リーダーやマネージャーが積極的にチャレンジしているかどうか。
- リーダーやマネージャーがどの程度、積極的に平等と多様性を推進しているか。

Good (良い)
当該機関は、適切な経験と資格を持った登録マネージャーが常駐しており、効果的かつ効率的に管理されている。緊急の措置は、登録管理者ポストの欠員に対処するために取られる。
当該機関は、里親や児童のニーズを満たすために適切な人員と資金が配置されている。スタッフおよび委員会のメンバーは適切に審査され、資格を有しており、里親と児童に質の高い サービスを提供することができる。採用と評価の取り決めがしっかりしている。
リーダーとマネージャーは、提供されるケアの質を積極的かつ定期的に監視している。指導者と管理者は、実践から学んだことやフィードバックを、子どもたちの経験やケアを改善するために活用している。これには、例えば、子ども、若者、保護者、ケア提供者、他の専門家、その他の利害関係者からの直接の証言が含まれる。
苦情、スタッフからのフィードバック、委託の成功や不調、重大な出来事などから学ぶ。子どもたちの経験を継続的に向上させるために、強みと改善すべき分野を特定し、明確な開発計画を実施する。

<p>子どもたち、若者、地域住民からの懸念や苦情を含め、懸念されるすべての問題に対処するために、しっかりとした行動がとられる。適切な調査が行われる。必要に応じて、受け入れ先や受け入れ先の当局が関与している。以前の監査からのすべての要求事項や勧告に対処するために、効果的な行動が取られている。独立レビューメカニズム(IRM)からの勧告に対する当該機関の対応が適時かつ適切である。</p>
<p>リーダーやマネージャーは、個々の子どもたちのための計画が、子どもたちのニーズに総合的に対応していることを確認するための措置を講じている。他の機関や専門家と積極的かつ明確に協力する。指導者と管理者は、子どもたちのためにポジティブな結果を確保するために、保護者や入所先の自治体のソーシャルワーカーと効果的な協力関係を築くように努めている。</p>
<p>子どもたちが委託先に落ち着かない場合、リーダーとマネージャーは、委託先の当局、保護者、保護者（適切な場合）との間で計画が見直され、次を取るべき最善の方法を検討する。</p>
<p>委託先の当局が子どもの最善の利益になるような決定をしていないと懸念する場合や、要保護児童に対する法定要件が満たされていない場合、あるいは子どもの安全を確保できない場合には、効果的に異議を唱え、行動を起こす。</p>
<p>リーダーとマネージャーは、子どもたちの計画を理解し、子どもたちの将来のために重要なマイルストーン、目標、永続性の達成を積極的に推進する。リーダーとマネージャーは、個々の子どもたちの進歩を監督し、子どもたちそれぞれの進歩と人生のチャンスにプラスの影響を与えたことを示すことができる。</p>
<p>マネージャーとスタッフは、子どもたちの経験、ニーズ、計画、フィードバックに焦点を当てた定期的で効果的なスーパービジョンを受けている。スーパービジョンは効果的に記録されている。スタッフや指導者の専門的な能力開発が、優れた実践が育つための適切な環境になるように、チーム会議や管理職会議を含め、効果的な支援と挑戦が行われている。</p>
<p>研修、開発、導入活動は効果的であり、機関が責任を負う子どもたちの具体的なニーズを満たすことができるようにすることに重点を置いている。活動が効果的な実践につながるように評価されている。リーダー、マネージャー、スタッフは、それぞれの専門分野における最新の実践を把握している。</p>
<p>スタッフチームは、一貫性と安定性を提供するために協力的に働いている。明確な責任と説明責任があり、スタッフチームは自分の実践について共有しているという感覚を持っている。職員はよく指導され、管理されていると報告しており、それを裏付けるエビデンスが他にもある。</p>
<p>リーダーとマネージャーは、児童と里親をマッチングさせる際に、すでに里親と一緒に暮らしている他の児童のニーズを考慮した上で、児童を中心とした決定を行っている。</p>
<p>ケース記録には、子どもたちの生活や、子どもたちと一緒に取り組んでいる作業が記録されている。ケースの記録は、子どもたちの成果を反映し、子どもたちの将来の計画と明確に関連している。記録の様式と明快さは、子どもたちの歴史、背景、経験についての理解を深める。記録は、適切な支援を受けながら、子どもたちが望むように見たり、貢献したりできるようになっている。</p>
<p>登録者は、保護者のもとに預けられている子どもたちの福祉と保護に関連する重要な出来事について、適切な当局に通知するようにしている。登録者は、子どものニーズが満たされ、安全で保護されていることを確認するために、事件後に必要な行動をとる。</p>
<p>当該機関の文化は、すべての子どもたちへの高い期待と向上心によって特徴づけられている。これは、実践の中で実証されている。</p>

リーダーとマネージャーは、地域のパートナーや機関からの助言や指導を受けながら、子どもたちに対する既知のリスクを定期的に見直し、対処している。
ケア提供者は、子どもの経験、ニーズ、計画、フィードバックに焦点を当てた定期的で効果的なスーパービジョンを受ける。このスーパービジョンは記録される。また、ケア提供者は年に一度、正式なレビューを受け、必要に応じて早期の見直しが行われる。ケア提供者が質の高いケアを提供していることを確認するために、スーパービジョンとレビューのプロセスを通じて効果的な支援と挑戦がある。
当該機関は、要保護児童やショートブレイク中の子どもの多様なニーズを満たすことができる里親を採用している。里親のリクルートは、当該機関の目的声明に沿ったものである。当該機関は、複雑なニーズや困難な行動をとる子どもたちに里親を提供し、必要とされる限り、必要な専門家のサポートと支援を提供している。マネージャーは、里親リクルートの傾向とパターンを見直し、行動している。
里親は、子どもたちの特殊で複雑なニーズに対応するための効果的なトレーニングとスーパービジョンを受け、その結果、より効果的で安定した委託を行うことができる。里親は、認可後 1 年以内、家族や友人の里親の場合は 18 ヶ月以内に、里親の訓練、支援、育成の基準を達成する。
フォスタリングパネルは、フォスタリング機関との積極的な関わりを通じ、安全で安心、安定した委託を促進する。厳格な品質保証機能を実施し、里親の評価、支援、研修を徹底して推進する。パネルのメンバーは、多様なバックグラウンドを持った人たちが構成されている。パネルは、フォスタリング機関が子どもを中心とした効果的な決定を下すのを支援するために必要な知識と専門知識を持っている。
養子縁組のための里親委託は、可能な限り積極的かつ効果的に推進されている。養子縁組のための養育の子ども中心の目的が、関係者全員によって適切に理解され、実施されていることを確認するために、当該機関はできる限りのことを行う。リーダーやマネージャーは、養子縁組のための里親委託の影響を十分に理解している。

<b>Requires improvement to be good (良いものにするためには改善が必要)</b>
優れたリーダーシップとマネジメントの特性が整っていない場合、リーダーやマネージャーの効果については改善が必要になる可能性が高い。
実践に弱点があるものの、リーダーやマネージャーは問題を特定し、それに対処するための計画を持っている。あるいは、問題の深刻度が低く、必要な行動をとる能力がある。

<b>Inadequate (不十分)</b>
リーダーやマネージャーの有効性の判断については、子どもの経験や進歩、保護が不十分でる。また、リーダーやマネージャーが当該機関の強みや弱みを知らない場合には、不十分なものとなる。優先順位をつけたり、挑戦したり、改善したりすることに効果がない。当該機関は、子どもたちの最善の利益のために、他の人たちと協力して効果的に働くことができない。
フォスタリング機関の採用失敗により 26 週間以上、登録管理者がいない場合や、管理者がいないことが子どもの福祉へのリスクにつながる場合は、不十分との判断につながる可能性が高い。

### Outstanding (優れている/際立っている)

リーダーやマネージャーの有効性は、優れた判断の要件を満たしていることに加え

て、以下のようなエビデンスがあれば、優れていると判断される可能性が高い。

リーダーやマネージャーは、子どもたちのためにインスピレーションを与え、自信を持って野心的であり、機関のケアを受けている人たちの生活を変えるために影響力を持っている。
向上心と積極性の文化を作り、責任を持って子どもたちの生活を変え、改善することをスタッフに期待している。
子どもたちのために質の高いケアを維持するために、模範を示し、革新を行い、創造的なアイデアを生み出す。
自分たちの強みと弱みをよく理解しており、持続的に改善の証拠を提供することができる。
彼らは、子どもたちのために可能な限り最高のケア、経験、未来を確保するために、フォスターリング機関と連携機関との間に専門的なパートナーシップを維持している

#### (8) <P.16-17>6. 法的な背景

独立した養育機関の監査と法律。

2006 年教育監査法 (Education and Inspections Act 2006) に基づき ([www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/40/contents](http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/40/contents))、オフステッドは、監査・規制するサービスが以下のようになるように奨励する方法で業務を遂行している。

- 改善する
- ユーザー本位になる
- 遣り甲斐がある

2000 年ケア基準法第 5 条(1A) ([www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/14/contents](http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/14/contents)) では、HMCI は独立した養育機関および同法の第 2 部が適用されるその他の施設・機関の登録機関であると規定されている。

2000 年ケア基準法は、独立した養育機関を登録・監査し、必要に応じて同法と関連規則の遵守を強制するオフステッドの権限を規定している。同法の第 4 条では、独立した養育機関を定義している。

独立フォスターリング機関の監査を実施する際、オフステッドは過去の監査で得られた知識と理解を考慮し、また、以下の法規も考慮する。

- 2000 年ケア基準法 ([www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/14/contents](http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/14/contents))
- 2011 年里親委託規則 (イングランド)  
([www.legislation.gov.uk/uksi/2011/581/contents/made](http://www.legislation.gov.uk/uksi/2011/581/contents/made))
- 2010 年ケア基準法 ([www.legislation.gov.uk/uksi/2010/2130/contents/made](http://www.legislation.gov.uk/uksi/2010/2130/contents/made))
- 2011 年里親委託国家最低基準 (NMS)  
([www.gov.uk/government/publications/fostering-services-nationalminimum-](http://www.gov.uk/government/publications/fostering-services-nationalminimum-)



standards)

- 1989 年児童法のガイダンスと規則、第 4 巻：フォスタリングサービス（法定ガイダンスと呼ばれる）（[www.gov.uk/government/publications/children-act-1989-fosteringservices](http://www.gov.uk/government/publications/children-act-1989-fosteringservices)）。

## (9) <P.17>7. 規則、政府の手引き、SCCIF

監査官が品質基準をどのように使うか

独立フォスタリング機関は、規則の要求事項に従わなければならない。従わない場合は、監査官は、要求事項やコンプライアンスまたは強制措置を定めることで、何をしなければならないかを明確にしている。教育省は、国家最低基準（NMS）（[www.gov.uk/government/publications/fostering-services-national-minimumstandards](http://www.gov.uk/government/publications/fostering-services-national-minimumstandards)）も公表している。教育機関が国家最低基準を満たしていない場合は、規定を満たしていないことを示す場合がある。このことは、監査の判断に影響を与え、要求事項が課せられたり、強制措置がとられたりする可能性がある。監査官は、子どもや他のサービス利用者への影響や、それが監査の判断や結果にどのように影響するかを慎重に検討する。

規定を満たさなかったからといって、自動的に「改善が必要」と判断され、「良い」と判断されるわけではない。プロバイダーが良いと判断された場合でも、要求を行うことがある。

改善すべき点を示すために勧告を行う。これらは、常に関連する NMS や規則に関連している。

## (10) <P.18->8. 通知

監査前の通知の期間と必要とする情報

### ① 8.1 監査の通知

独立フォスタリング機関には、監査の 2 営業日前に通知がある。通知は通常、次の月曜日の午前中にフィールドワークが始まる前の木曜日に行われる。

オフステッドは通常、午前 9 時までに E メールで通知を行う。主任監査官は翌朝、電話で機関に連絡してフォローアップする。電子メールによる通知書（[www.gov.uk/government/publications/independent-fostering-agencies-inspectiondocuments](http://www.gov.uk/government/publications/independent-fostering-agencies-inspectiondocuments)）には、必要な情報を含む監査の実際的な手配が記載されている。監査官のフォローアップの電話（および通知期間中に必要となる可能性のある機

関と監査官との間のその他の電話)では、監査のタイムテーブルを含む監査計画についてさらに話し合う機会が提供される。

対象となる機関には、監査員が作業するための施設、記録、スペースを監査員に提供するように、お願いしている。記録が電子化されている場合、監査官はシステムをナビゲートするのに多少の助けが必要になることもありうる。監査官は、特定の報告書や文書の印刷を求めることがあるが、サービスで既に使用されている場合を除き、対象機関はハードコピーのファイルを提供する必要はない。

## ② 8.2 監査時の資料請求

監査の通知があった場合、監査官は監査機関に以下の情報を要求する。

- 監査官が出席できる可能性のある、監査中に行われる会議の詳細。
- 監査官が追跡する記録やケースを選択してサンプルを取ることができるように、機関の現在の認定ケア提供者や申請者、評価を受けている人や申請した人に関する情報を提供する。
- 直近の3組に関するフォスタリングパネルの議事録。

対象機関は、オフステッド に以前提供したデータの更新を選択することができる。この情報は、2000年ケア基準法第31条に基づいて要求される([www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/14/section/31](http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/14/section/31))。この情報は、監査プロセスをサポートし、監査結果に反映され、補足的な照会事項を作成することができる。すべての情報は、通知が出された日の午後4時までに監査官に返却されなければならない。

情報の一部はデータ分析の目的でオフステッドによって保存されるが、個人情報 は保存の対象外である。

## (11) <P.19-20>9. スケジューリングと監査チーム

監査の実施方法とチームの構成員

### ① 9.1 監査の頻度

私たちは、独立フォスタリング機関を3年間のサイクル中に少なくとも1回監査する義務がある (Her Majesty's Chief Inspector of Education, Children's Services and Skills (features and frequency of inspection)(children's homes, etc.)(upddment) regulations SI 2015/551, asended) ([www.legislation.gov.uk/uksi/2007/694/regulation/19/made](http://www.legislation.gov.uk/uksi/2007/694/regulation/19/made))。)

私たちは現在、3年間のローリング監査プログラムを導入している。これは、すべ

での機関が定められた3年間という枠のなかで監査を受ける静的な3年サイクルではなく、各機関は通常、個々の監査に続く3年の期間に監査を受けることを意味する。3年間の期間は、その機関の個別監査の翌年の4月1日から始まる。例えば、2016年4月から2017年3月までの間に監査を受けた機関の場合、新たな3年周期は2017年4月1日から始まる。これについては、あるシステムから別のシステムへの移行に伴い、多少の差異が生じる可能性がある。また、通常、前回の監査から6～12ヶ月以内に不備があった機関については再監査を実施する。さらに、通常、12ヶ月から18ヶ月以内に改善が必要と判断された機関を再監査する。

## ② 9.2 スケジューリング

監査のスケジューリングは、以下を考慮に入れて行われる。

- 法的要求事項
- 前回監査時の所見
- サービスに関する苦情・相談
- 子ども、若者、里親、ソーシャルワーカー、その他の関係者からのアンケートの返送
- 通知
- 2011年育成サービス（イングランド）規則の規則35に基づき、独立フォスタリング機関がオフステッドに提出したモニタリング報告書 ([www.legislation.gov.uk/uksi/2011/581/regulation/35/made](http://www.legislation.gov.uk/uksi/2011/581/regulation/35/made))
- 可能な限り、同じ監査官が連続して3回を超えて監査を行うことはない。しかし、場合によっては、例えば、オフステッドが強制執行措置を取っている場合、強制執行措置が終了するまで同じ監査官が継続して監査することが、継続性の観点から重要な場合もある。

## ③ 9.3 監査の期間

養育機関の全面的な監査の場合、通常、監査官1名が1週間の営業時間内に最大5日間、現場に滞在する。

監査官と法定監査マネージャー（RIM ; the regulatory inspection manager）は、監査のためのリソースをどのように配分するのが最善かを決定しなければならない。必要であれば、RIMは、監査官が現場でさらに日数を費やすか、監査に配置される監査官を増員することに同意すべきである。監査官は以下の点について検討すべきである。

- 小規模機関の監査の場合においては、現場での時間を短縮すべきかどうか。

- 次のような状況においては、監査員を増やすか、現場での時間を増やすか、あるいはその両方のような追加の資源を配備すべきかどうか。
  - 大規模機関の監査
  - 広域機関
  - 重大事件など特定の問題がある場合

#### ④ 9.4 延期

通常、監査が延期されることはない。主なスタッフの不在（プロバイダーが一人である場合を除く）、改装などの設備面の問題は、通常、延期の理由にはならない。スタッフが不在の場合は、監査官は責任者に連絡してアクセスできるよう手配を行うべきである。

監査が延期されるのは、監査が進めば子どもや他の人を危険にさらす可能性がある場合や、安全な証拠を収集する能力が著しく制限される場合に限られる。このような状況には、以下のようなものがある。

- 深刻な気象条件により、現場へのアクセスが困難な場合や危険な場合、またはその両方の場合。
- 監査官の立ち会いが子どもや若者、または成人の安全と福祉に悪影響を及ぼすような重大な事件。

延期に関する決定は、RIM の合意による。

#### (12) <P.20-21> 10. 時間的な枠組

監査の企画から報告書の発行までの期間

日数	全般的な実施内容
1	監査通知
2	監査準備
3	現地視察
4	現地視察
5	現地視察
6	現地視察
7	現地視察
8-12	報告書の作成：品質保証のために提出された監査のための証拠と報告書
25	監査終了後最大 18 営業日以内に事実関係の正確性に関するコメントを登録プロバイダに報告
30	プロバイダーは、事実上の正確性に関するコメントと 5 営業日以内に報告書を返送
35	最終報告書は、監査終了後最大 28 営業日以内にオフステッドレポートサイトで公開される

## (13) <P.21-26>11. 監査の準備

監査の前に何をするか

### ① 11.1 分析と計画

監査前の分析と計画は、すべての SCCIF 監査の重要な部分である。

監査官には、監査の準備のために丸 1 日の時間が与えられる。この時間を利用して、オフステッドが保有する情報を確認し、実地調査において適切に焦点を当てられているかどうかを確認し、直接の証拠を収集するために最大限の効果を発揮できるようにしなければならない。オフステッドが保有する情報には、以下のものが含まれる。

- 過去の監査報告書
- 子ども、若者、里親、保護者、入所するソーシャルワーカー、その他の利害関係者からの記入済みアンケートと関連するサマリーレポート
- 趣旨説明書と子どもの手引書
- いただいたご意見・ご要望
- 重大インシデントに関する通知
- オフステッドのデータ分析に提出された年間品質とデータフォーム
- オフステッドによるデータ分析
- ケースサンプリングのためのファイルの選択を可能にするために、監査の通知後に機関から提供された里親登録のデータと詳細を更新したもの。
- 監査通知後に機関から提供されるパネル議事録 3 セット
- 管理者または責任者の変更を含む登録の変更
- 直近の監査年度内に実施したすべての啓発活動

これらの情報の一部は、提供者情報ポータル (PIP ; provider information portal) や監査前のブリーフィングにまとめられている。

さらに、監査官は、その機関の所在する地方自治体の直近の監査や、その機関がある地方の保護児童委員会の見直しなど、関連する背景や文脈の情報を考慮に入れている。公表されている報告書はオフステッドの報告書のウェブサイトですべて入手可能であり、そのリンクは監査前のブリーフィングに含まれている。

規制要件への違反の可能性を示す情報を受け取った場合、オフステッドは監査中に調査を行うことを決定することがある。このような場合、懸念事項は監査にむけた一連の確認事項である。

監査官は通常、監査の最初に監査機関に懸念事項の概要を説明する。監査官は、利

用可能な証拠や情報の分析を行い、監査データベースに監査計画のメモを記録しなければならない。

監査計画には、調査のながれや、明らかな弱点や著しい強みがある分野、あるいはさらなる証拠の収集が必要な分野が明記されている。監査の焦点は、さらなる証拠が出てきたときに、途中で変更されることがある。

## ② 11.2 アンケート

毎年、オフステッドはオンラインアンケートを使用して、さまざまなタイプの委託先に関する意見を収集している。これには、関連する場合には、以下の対象者からの意見が含まれる。

- 子どもと若者
- 保護者
- スタッフ
- 里親
- 養子縁組者
- 成人対象の支援の利用者
- 委託に関するソーシャルワーカーや独立審査官など、他の利害関係者

オフステッドは毎年、アンケートのリンクを各教育機関に電子メールで送り、そのリンクの配布を代行するように依頼している。回答は直接オフステッドに提出される。

回答は、サービスや施設の監査担当者と共有され、監査の計画やスケジュールに利用される。サービスや設定に対する回答がない場合は、監査の際の確認事項にもなる。

## ③ 11.3 里親委託規則 規則 35 および NMS の基準 25 に基づいて行われた通知および報告書

はじめに

監査官は、委託規則 35 及び NMS25 に基づく通知及び報告書を定期的に確認しなければならない。これは重要な活動である。監査官は、機関の効果的なモニタリングが行われ、これらの活動が子どもたちの経験と進歩の改善を支援することを確実にするために、報告書の内容と質の両方に焦点を当てなければならない。

これらの情報源のいずれかからの情報は、次のようなことにつながる可能性がある。

- 登録管理者や責任者、その他の利害関係者と話すなどの更なる活動。
- 報告書および／または届出書で特定された懸念事項、または報告書または届出書の不提出に基づいて、監査の再スケジュールリングを行うこと。
- 次の監査のための確認事項 - 新たに浮上した確認事項は監査データベースに登録し、監査前の計画に反映させなければならない。

## 通知

登録者（プロバイダーとマネージャー）は、2011年の里親委託規則（イングランド）の規則36に定められている特定のインシデントや事件について、遅滞なくオフステッドに通知しなければならない。このことに関して、スケジュール7に特定のインシデントが記載されている。

届出に関するオンラインフォームや詳細なガイダンスは、（<https://www.gov.uk/government/publications/notify-ofsted-of-an-incident-form-forchildrens-social-care-providers>）を参照すること。プロバイダーは、どのように進めてよいかわからない場合、個々のケースについては、必ずリンク先の監査官に助言を求めるようにすること。

監査官は、子どもの福祉に懸念を抱く原因となる問題を特定した場合、子どもを助け、保護するために何が行われたかを示す証拠を求めるべきである。通知が不完全な場合は、監査官は常に機関に連絡して、より多くの情報を求めるべきである。

子どもの安全や福祉に懸念がある場合はいつでも、監査官は登録管理者に連絡し、子どもや若者の福祉を促進し、保護するために、機関、入所機関、その他の関係者（受入機関や警察など）がとっている行動をオフステッドが十分に把握できるようにしなければならない。マネージャーとスタッフは、「Working together to safeguard children」（[www.gov.uk/government/publications/working-together-to-safeguard-children-2](http://www.gov.uk/government/publications/working-together-to-safeguard-children-2)）に概説されている法定ガイダンスの適切な部分を考慮に入れなければならない。

監査官が、入所先や受け入れ先の自治体の実践について懸念を持っている場合は、公表されている方針「子どもの福祉に関する横断的な懸念の管理」（[www.ofsted.gov.uk/resources/management-of-cross-remit-concerns-aboutchildrens-welfare](http://www.ofsted.gov.uk/resources/management-of-cross-remit-concerns-aboutchildrens-welfare)）に沿って管理される。児童サービスの責任者は、状況を見直すことができるよう、懸念事項について直ちに通知される。この情報は、来るべき地方自治体の監査の計画にも反映される。

監査官は、規制や法的ガイダンスに沿って、児童保護に関する調査の結果がオフステッドに通知されているかどうかを常に注意深く監視している。速やかに通知が届

かない場合、監査官はその機関に連絡しなければならない。監査官は、オフステッドに結果を通知しなかった場合は、常にフォローアップしなければならない。

#### 規則 35 および NMS 25 の下で行われた報告書

2011 年里親委託規則の規則 35 は、独立したフォスタリング機関に対し、「(a) スケジュール 6 に記載されている事項を適切な間隔で監視し、(b)フォスタリング機関が提供する里親ケアの質を向上させるためのシステムを維持する」ことを要求している。機関は規則により、オフステッドに規則 35 の報告書を提出することが義務付けられている。

国家最低基準 (NMS) では、プロバイダーは、フォスタリングサービスの管理、成果、財務状況に関する四半期ごとの報告書を機関の経営陣に提出することを求めている (NMS 25.7)。オフステッドは、ケア基準法第 31 条に基づき、NMS の報告書の提出を求めている (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/14/section/31>)。

これらの報告書の完成と提出は、規則 35 の(1) (b)の部分に記載されている、里親ケアの質を向上させるためのシステムを維持するという要件を必ずしも満たしているとは限らない。機関は、サービスに対する計画的な改善の影響を監査中に実証できるようにしなければならない。

報告書を適時共有することは、監査官が独立した養護機関を訪問する際の準備を効果的に行うのに役立ち、また、機関が子どものアウトカムの改善にどのように貢献したかのエビデンスを提供するのに役立つ。

私たちは、独立フォスタリング機関が規制 35 および NMS25 に基づく報告書を少なくとも年 1 回はオフステッドに提出することを期待するが、機関はこれらの報告書を規定よりも頻繁に提出することを選択してもよい。

規則 35 および基準 25 に基づく報告書は、オンラインフォーム ([https://ofstedonline.ofsted.gov.uk/ofsted/ofsted\\_scheduled\\_notification.ofml](https://ofstedonline.ofsted.gov.uk/ofsted/ofsted_scheduled_notification.ofml)) を使用して提出することができる。この方法が最も安全であり、通知を受け取るために最も望ましい方法である。

基準 25 の報告書は [enquiries@ofsted.gov.uk](mailto:enquiries@ofsted.gov.uk) に電子メールで送信することもできる。ただし、電子メールで送信された情報は必ずしも安全ではない。そのため、プロバイダーは自身の組織の情報ガイドラインの範囲内で運用しながら、関連するリスクを認識しておく必要がある。また、プロバイダーが電子メールを使用する必要がある場合は、オフステッドの固有参照番号 (URN) を記載する必要がある。さらに、プロバイダーがこれらの報告書をオンラインで提出できない場合は、以下の宛先に郵送することができる。



- 文書処理センターのマネージャー
- オフステッド
- アプリケーション、規制およびコンタクトチーム
- ピカデリーゲート
- ストアストリート
- マンチェスター
- M1 2WD

## (14) <P.26-34>12. 現地調査の様子

監査中に起こること

### ① 12.1 監査の開始

すべての監査の開始時に、監査官はオフステッドの監査官の身分証明書を提示して身元を確認する。監査官はディスクロージャー・アンド・バーリング・サービス（DBS）チェックの紙のコピーを持ち歩く必要はない。

監査官は、監査開始時に必ず登録管理者/担当者と面談し、以下のことを行う。

- 監査計画の概要説明。
- 登録管理者が不在で、責任者が監査に出席できない場合は、責任者は監査中に誰が代理人となるかを確認しなければならない。
- 趣旨説明書の読み上げによって生じたものを含め、監査のための照会事項の概要を説明する。
- 担当者は、監査中に監査官が注意する必要がある児童、ケア提供者、スタッフのいずれかに関する現在の情報や個人的な問題を共有する機会を提供する。
- 管理者、登録プロバイダーおよび／または責任者、その他のパートナー、理事または評議員の電子メールアドレスや連絡先電話番号など、（規則で義務付けられている）正しい情報をオフステッドが監査データベースに記録していることを確認する。
- 通常、フィードバックは登録マネージャーまたはその場にいるスタッフの上級スタッフと責任者に対して実施する。
- 懸念や申し立てを記載した情報を受け取った後に監査が促された場合、監査官は、登録管理者または機関の責任者にその情報の性質を説明し、管理者が懸念を十分に認識できるようにするべきである。これは、管理者が追加情報を提供する機会を提供し、監査官がその情報について可能な限りオープンになるようにするためのものである。情報が内部告発者からのものであったり、匿名を希望する人から

のものであったりする場合には、その人の身元が明らかにならないように細心の注意を払わなければならない。

## ② 12.2 ケース追跡とサンプリング

子どもたちの経験と進歩を評価することは、監査の中心的な活動である。これは主に、事例の追跡とサンプリングから得られた証拠に基づいている。追跡調査では、監査官は、個々の子どもたちが経験した支援、ケア、保護の質を徹底的に調べる。

サンプリングされたケースについては、監査官は、通常は調査ラインに沿って、個々のケースの中の実践の分野を調べる。

監査の際には、個々の子どもたちの出発点や状況を考慮に入れる。私たちは、子どもたちの生活の特定の面でわずかな進歩であっても、子どもたちによっては大幅な改善を示すことがあることを認識している。また、トラウマや虐待、ネグレクトの経験があるために、進歩が必ずしも一筋縄ではいかない子どもたちもいることも認識している。過去の経験の影響を乗り越えていく中で、ある分野での進歩が別の分野で悪化することもある。

子どもたちの全体的な経験と進歩は、子どもたちがどれだけ助けられ、保護されているか、指導者や管理者の有効性の結果でもある。

監査官は、「支援と保護」と「指導力と管理」の判定を最初に検討し、「総合的な経験と進歩」の判定に到達する際に、これらを考慮に入れることができるようにする。監査官は、少なくとも4人の子どもたちの経験と進歩を追跡する。これは、配置されている子どもが10人未満の機関では2人に絞り、大規模な機関では少なくとも6人まで増やすことができる。

また、監査官は、特定の調査ラインをたどるために、他のケースの要素をサンプリングする。機関の規模や調査の内容によって、何件のケースをサンプリングするかが決まる。

追跡およびサンプル化されたケースは、監査官が提供されたケースリストの中から選ばれなければならない。通常は（関連する場合には）以下のものが含まれる。

- 最近新しいケア提供者の元に委託された児童
- 長期保護施設にいる児童で、ケア提供者と12ヶ月以上暮らしている児童
- 里親の家から定期的に行方不明になっている児童
- 性的搾取の危険性のある児童
- 措置権限を持つ自治体からかなり離れた場所に住む児童
- プロバイダーがショートブレイクのみを提供している場合は、児童保護計画の対象となるすべての児童
- 18歳の誕生日を間近に控えた若者は、「措置延長」の手配も含めて、将来のため

の準備を検討する。

- 親子委託ケース
- 養子縁組にむけた里親委託ケース

また、監査では、複雑で困難な状況に対して機関がどのように対応したか、また、指導者、管理者、職員の行動や対応が、子どもの福祉を促進し、保護することに焦点を当てているかどうかを理解するために、最近の重大な事件（関連する場合）の管理も評価する。

ケースを追跡する際、監査官は通常、以下の点を検討する。

- ケア提供者の評価（過去 12 ヶ月間に実施された場合）
- ケア提供者を承認するための決定がどのようになされたか（過去 12 ヶ月以内に実施された場合）
- 子どもをそれぞれのケア提供者のもとに預けるためのマッチング報告書または記録されたマッチングの決定書
- 自治体のケアプランがある場合
- 学校や健康報告書を含む、若者の進捗状況を示す書類
- 過去 2 回の法定要保護児童審査の議事録/報告書など。
- 直近の里親レビュー
- 過去 3 ヶ月間のケア提供者のスーパービジョンのメモ
- 専門家会議の議事録
- ケア提供者の研修記録
- 里親委託の調整

ケースファイル（電子ファイルまたは紙ベースのいずれか）は、通常、（休暇中ではない限り）割り当てられたスーパービジョン担当のソーシャルワーカーとともに、彼らの知識を用いて、ケースや、ファイルの構造、および記録システムに関する議論を行う。担当のソーシャルワーカーが不在の場合は、適切な同僚に支援を依頼する。

- ケースファイルは、子どもの人生の旅路を追跡するための一つの側面に過ぎない。監査官は、実践の観察や関係者との話し合いなど、他の情報源からの証拠を通して、子どもの経験についての理解を深めていく。
- 監査官は、評価基準に沿ってケースを調査し、議論し、評価する。監査官は、その機関が子どもの経験や進歩にプラスの影響を与えていること、また、管理者、スタッフ、保護者が子どもの生活に変化をもたらしていることを認識していることを示す証拠を探す。
- 実施された活動や話し合いの詳細は、個々の監査での調査内容によって異なる

### ③ 12.3 子どもや若者と対話し、彼らの声に耳を傾ける

子どもたちの意見は、子どもたちの経験や進歩についての重要なエビデンスとなる。

監査官は、機関が子どもたちとどれだけよく相談しているかを評価する。機関が収集した子どもたちの意見は、監査の証拠の一部として考慮される。監査官は、一部の子どもたち、特に身体障害者や複雑な医療ニーズを持つ子どもたちとの口頭でのコンサルテーションには限界があることを念頭に置き、評価の際にこれを考慮に入れなければならない。このような場合には、子どもたちの意見を収集し、相談の影響についてのフィードバックを提供する適切な代替手段があることを期待する。

監査官は、監査中は常に子どもたちと会うようにする。そのために、監査官はあらかじめ決められた時間に電話をかけるなど、子どもたちと話をするために別の手配をすることがある。監査官は、子どもたちと直接コミュニケーションをとるのではなく、子どもたちがいる活動や状況を観察することに時間を割くこともある。これは、子どもたちに与えるストレスを抑えるために行う。このようなアプローチについては、必要に応じて監査中に協議する。

監査官は、個々の子どもたちのコミュニケーションのニーズを考慮しなければならない。子どもによっては、特に、その子に特有のコミュニケーション手段がある場合には、監査官は、その子の好みのコミュニケーション手段を知り、理解しているスタッフ、ケア提供者、または第三者の支援を求める。また、子どもがどのようにケア提供者や専門家と関わり、環境に対応しているかを観察することが適切な場合もある。

監査官は、監査に参加するために通訳を依頼することもできる。これは、子どもたちが英語手話に堪能な場合などに助けとなる。監査官は、監査サポートチームを通じてこのサービスを依頼し、可能であれば2週間前に通知する。

子どもたちの体験活動の多くは、通常の学校が終わった後に行われるため、監査官はこの時間に子どもたちと話すことが重要である。監査官は、可能な限り子どもたちを監査活動に参加させるべきである。子どもたちの意見や経験を収集する機会としては、以下のようなものが考えられる。

- レビュー会議や委託合意会議など、事前に予定されたミーティングで子どもたちに会う。
- 電話または里親家庭で子どもと話す。
- 監査中に何らかの活動が行われる可能性があれば、子どもたちのグループと一緒に参加する。

言葉でのコミュニケーションが制限されている、またはできない子どもたちも含めて、監査官に手紙で意見を伝えることを希望する場合がある。

その場合、監査官は、以下のようにして、安全で繊細な方法を提示する。

- 若者との会話がどこで行われているのか、誰が関与しているのかをスタッフやケア提供者に伝える。
- 監査に参加したくない子どもがいることに配慮している。
- 監査報告書や職員へのフィードバックに自分を特定できるようなコメントを無断で記載しないことを子どもたちに説明する。
- 監査官と子どもたちの間で取り決められた会議があることを職員が認識し、子どもたちがいつでも会議から退出できるようにする。
- 適切な場合には、自分や他の児童または青少年が危害を受ける危険性があることを示唆する情報は、その懸念について必要な措置を講じることができる適切な担当者に監査官から伝えることを、子どもたちに説明する。

#### ④ 12.4 活動の観察

監査官は、機関が予定している活動を観察したり、照会事項を追跡したりする機会として利用することができる。

これらの活動には以下が含まれる。

- 里親支援会議
- 配属計画会議
- フォスタリングパネル

個人情報のプライバシーと機密性は、監査官によって常に尊重されている。監査官は、監査への子どもの参加についての決定には、常に機関を関与させる。

監査官は、活動の観察に要する時間と、得られる可能性の高い証拠の重要性とのバランスを常に取ろうとする。

#### ⑤ 12.5 他の専門家の意見収集

監査員は、監査結果を伝えるために、さまざまな専門家と協議する。これは通常、監査中に電話で相談することになるが、現場では行われられない場合もある。コンサルテーションを実施する専門家には、以下のような人が含まれる。

- ソーシャルワーカー
- 独立審査役員
- 学校職員

- 地元警察
- 指定の役員
- 少年犯罪チーム
- 独立訪問者
- アドヴォケーター
- フォスターリングパネルの議長／または副議長
- 機関の意思決定者

監査官は、プロバイダーに関連する連絡先の詳細を尋ねる（監査通知書（[www.gov.uk/government/publications/independent-fostering-agenciesinspection-documents](http://www.gov.uk/government/publications/independent-fostering-agenciesinspection-documents)）参照）。監査官は、監査中に利害関係者と電話で話をする際には、常にプライバシーと守秘義務に配慮しなければならない。

#### ⑥ 12.6 管理者・スタッフとの話し合い

登録管理者（不在の場合はその機関から指名された代表者）と他のスタッフとの個別面談が実施される。スタッフの数は施設の規模にもよるが、監査時に施設で働いているスタッフのサンプルも含まれる。

監査官は以下のような場合は、常に責任者との面談を求める。

- 登録管理者が不在の場合
- ケアの質および／またはモニタリングの取り決めの有効性、または機関の指導力と管理の質に懸念がある場合
- 子どもの保護に失敗しているという証拠がある場合
- スタッフの配置、施設、または提供を管理・運営するためのリソースに懸念がある場合

監査中、監査官は登録者（通常は登録管理者）と機関の主な強みと弱みに関する新たな知見を共有し、問題点を十分に理解できるようにする。監査官は通常、新たな知見を共有するために、監査の合意された時点で登録者と会合を持つ。監査官は通常、監査の後で検討する予定の内容をマネージャーに伝え、マネージャーが必要な特定の情報や証拠を準備したり、監査官に指示したりすることができるようにする。

職員や子どもの安全に直ちに影響を及ぼす可能性のある欠陥については、監査官が問題を特定次第すぐに、マネージャーまたは責任者に報告される。

## ⑦ 12.7 里親と対話したり話を聞いたりする

監査官は、監査中に里親のグループと会う機会があるかもしれない。この会合には時間制限があるので、グループミーティングが不可能な場合は、監査官は電話で数人の里親と話すように依頼する。議論の対象となりそうな項目の例としては、以下のようなものがある。

- 里親が機関から受ける支援、研修、スーパービジョンの質
- 機関のマッチングへの貢献度
- 機関が実施する里親レビューの質
- 機関の発展に貢献できる機会があるか。
- 子どもや保護者が苦情や懸念を表明するのが容易であること。
- 健康、教育、行動、保護者との相談など、子どもたちのニーズ充足のために必要な付加的な支援の状況
- 子どもたちの意見を聞く上で、機関がどれだけ効果的であるか。
- その他、何か監査官に報告したいことがあれば。

## ⑧ 12.8 財務の実行可能性の評価

里親委託規則では、「登録された提供者は、その目的の声明に示された目的と目的を達成するために、その目的を達成するために財政的に実行可能な方法で育成機関を運営しなければならない」と規定されている（規則 37）。

監査官が期待されるのは、財務情報についての素人の評価のみである。定期監査の過程で、例えば里親への支払いがないなどの理由で、監査官がプロバイダーの財務的な持続可能性に懸念を抱いた場合、オフステッドのソーシャルケア登録ハンドブック（2015）（[www.gov.uk/government/publications/socialcare-registration-handbook](http://www.gov.uk/government/publications/socialcare-registration-handbook)）に記載されているガイダンスに従うべきである。

オフステッドが求めることができる財務情報は、専門的に作成された事業計画から決算書や貸借対照表まで多岐にわたる（規則 37(3)）。

## ⑨ 12.9 記録、方針、手順の検討

フォスタリング機関の理念や目的の説明、および子ども向けの説明文は、その機関のウェブサイトに掲載されているが、これらは監査前の情報の中に含まれていなければならない。また、これらの文書が変更された場合はいつでもオフステッドに提出することが義務づけられているため、そのコピーをデータベースに保存する必要がある。

監査官は、すべての方針や手順を定期的に監査するわけではない。文書は、個々の

監査のための調査ラインの一部である場合に監査を実施する。

監査官は、書式よりも、リスクアセスメントなどの文書の影響や、実際にどのように機能しているかに焦点を当てる。重要なのは、それらが目的に適合しており、すべての関係者に十分な情報を提供し、関係者が安全かつ適切に子どもをケアできるようにすることである。

プロバイダーが個人の DBS 証明書の状態を確認するために、情報開示・禁止サービス (DBS) の更新サービスを利用する場合、代理店は、実施するチェックの詳細をどのように管理し、記録しているかを示すことができないなければならない。追加情報が必要な場合は、監査官は、監査訪問時に職員の全記録のサンプルを提供するよう要求することができる。スタッフのメンバーが TUPE 取り決めの対象となっている場合、新しい雇用主は、それらのスタッフに関連するすべての採用記録について前の雇用主に依存していることを認識している。場合によっては、新しい雇用主が規則で要求されている書類を含む全ての情報にアクセスできないこともある。

このような場合でも、新しい雇用主は、犯罪歴のチェックや身元調査の記録など、スタッフが適切であることを確認するために十分な関連情報を保有していることを期待される。要件にギャップがある場合、新しい雇用主は、その人がその役割で働くのに適していることを保証するための措置を講じている必要がある。この点については、その人物の業務に関する評価といった雇用記録へのアクセスを可能にしていることが求められる。

#### ⑩ 12.10 2010 年平等法の影響

2010 年 10 月 1 日に平等法 (Equality Act 2010) が施行された ([www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/15/contents](http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/15/contents))。同法は、雇用者が雇用のオファーを受ける前に、条件付きであれ無条件であれ、被雇用者の健康や障害について質問することを違法としている。

社会福祉事業者は、平等法と、業務に適した心身ともに健康な人を雇用することを義務付ける職務別規則の両方を 遵守しなければならない。両法を遵守するためには、事業者は採用プロセスの後、適切な医療・健康チェックを条件に、潜在的な従業員に条件付きで雇用を申し出ることができることを意味する。しかし、同法の規定にはいくつかの例外がある。事業者が職員の採用に免除が適用されると考える場合は、事業者自身が法律上のアドバイスを受ける必要がある。

監査官は、事業者が監査の一環として、従業員が業務を開始する前に心身ともに健康であることを確認することを含め、厳格な採用・審査プロセスを実施しているかどうかを評価する。



## ⑪ 12.11 監査官が証拠をどのように記録するか

監査官は、監査で収集した情報を分析し、専門的な判断を用いて、子どもや他のサービス利用者の経験や進歩への影響を評価しなければならない。

監査官の証拠は明確で、評価的で、判断を裏付けるのに十分なものでなければならない。

証拠は、必要に応じて、子どもや他のサービス利用者の経験と進歩のストーリーを伝えるものでなければならないが、子どもを保護するため、または更なる行動を支援するために必要な場合を除き、証拠には個人を特定できるような情報が含まれてはならない。このような場合、監査官は個人のイニシャルを使用することができる。

監査官は、判断の裏付けとなる証拠として、子ども、成人サービス利用者、その他の利害関係者からの直接の引用を記録することができる。

記録には、証拠の出所を明確に示すべきである（例えば、証拠が観察によるものであるか、書面によるものであるか、対面での面接によるものであるかなど）。証拠が面接によるものである場合、記録には、面接の時間、面接を受けた人の役職や子どもとの関係を示さなければならない。

監査を通して、監査官は証拠の記録を保持する。電子的証拠は監査データベースに記録される。証拠の要約は、判断や勧告や要求事項を裏付けるのに十分なものでなければならない。また、監査官は、プロバイダーが判断の根拠となる証拠と、判断から生じる要請とを理解していることを確認しなければならない。

要約された記録が監査データベースに保存された後、手元に残っている手書きの記録は、監査後少なくとも 10 日が経過するまで、破棄してはならない。状況によっては、監査官は監査中に作成した手書きのメモ等をより長期にわたって保管するよう求められることもある。これは、例えば、法的措置や判決に対する苦情が検討されている場合に必要となることがあるためである。

すべての手書きの記録は読みやすく、日付が記載されていなければならない。要約されていない手書きの記録は監査の証拠ベースの一部となるため、現地訪問終了後 5 営業日以内にスキャンして監査データベースに追加する必要がある。

記録は品質保証のために精査され、苦情があった場合に検討されることがある。

## ⑫ 12.12 監査終了時のフィードバック

監査の最後に、監査官は主な所見と暫定的な判断について口頭でフィードバックを行う。このフィードバックは通常、責任者のみ（必要に応じて）に伝えられる。監査官と事前に合意した場合には、プロバイダーが追加した上級スタッフが同席することもある。状況によっては、監査員がアドバイスを受けるために、実地調査の終了後からフィードバックを行うまでに時間を必要とする場合がある。フィードバック

の日は、監査の最終日としてカウントされる。

フィードバックの際、監査員は、以下のことに留意することが求められる。

- 長所と短所の両方を含め、監査の主な所見を説明する。
- どのように判断したかを明確にする。
- 関連する国家最低基準またはクオリティ基準（関連する場合）を明確に参照し、改善のための明確な方向性を示す、可能性のある勧告を示す。
- 等級を記述したものと証拠を用いて、判定がどのように行われたかを明確に示す。
- 事実の正確性に関するコメントを得るために、報告書を管理者に送付する時期を確認する（「10.時間的な枠組」を参照）。

監査官は、監査報告書を送付する前に、監査の要約やフィードバックを書面で提供することはない。プロバイダーは、フィードバックの際にメモを取ってもよい。

## (15) <P.34-35>13. 要件と推奨事項の作成

監査官が要件を課したり推奨事項を作成したりする際にすべきこと

### ① 13.1 要件事項

監査官は、規制の違反があった場合、要求事項を課す。

要求事項を課す場合、監査官は、以下の事項が十分にあることを確認しなければならない。

違反を裏付ける証拠があり、それが子どもたちの経験や進歩に影響を与えているか、影響を与える可能性があることを示すことができなければならない。また、要件を課す必要性を裏付けるために、複数の情報源からの証拠を秤にかけて、バランスを取らなければならない。

要件は、特定の規則を参照し、規則違反を是正するために何をすべきか、また、それを達成すべき期日を明確にするために、登録者が十分に詳細に記述されていないなければならない。

要件を課すかどうかを決定する際に、監査官は、子どもたちの経験と進歩に与える影響の程度、またはその可能性を評価し、勧告を行うことでより適切に対処できるかどうかを評価しなければならない。

監査官は、子どもたちの福祉、安全、ケアの質に重大な懸念がある場合には、須らく要件を課す。

時には、登録者が迅速に完了できる要件を満たすために行動を起こす必要がある。監査官は、登録者が監査報告書を受け取るであろう日より先に要件を課すことが

できる。ここでは、監査官は、要件とは何で、その期限がいつであるかを監査のフィードバックで明確にしなければならない。

## ② 13.2 推奨事項

監査官は、実践を改善するために勧告を行う。

勧告を行う際には、監査官は、フォスターリングサービスの NMS を参考にすべきである。監査官は、担当マネージャーが何をすべきかを明確にするために、常に十分な詳細を示すことが必要である。また、NMS の関連する部分をまとめておくべきである。監査官は、以下のような他の関連する法的ガイダンスに関連して勧告を行うこともある

- 子どもを守るために一緒に働く (Working together to safeguard children)  
([www.gov.uk/government/publications/working-together-to-safeguardchildren](http://www.gov.uk/government/publications/working-together-to-safeguardchildren))  
など、他の関連する法律上のガイダンスに関連して
- 家出や行方不明になった子どもたちのための法定ガイダンス  
([www.gov.uk/government/publications/children-who-run-away-or-gomissing-from-home-or-care](http://www.gov.uk/government/publications/children-who-run-away-or-gomissing-from-home-or-care))。

監査の間に、登録者が子どもたちの経験と進歩への影響が軽微な管理上のミスを修正した場合、監査官はその件について要求や勧告をする必要がないこともあるだろう。ただし、報告書のリーダーシップと管理のセクションでは、その点について言及することができる。

登録者が監査官の定めた期間内に要件を遵守しなかった場合、違反とそれに伴う子どもたちへのリスクに対処するために強制措置を取る必要があるかどうかを慎重に検討しする。そのような措置には、遵守通知の発行が含まれるが、これに限定されるわけではない。

機関が前回の監査での勧告に対応していない場合、監査官は、このことが子どもたちに与える影響を慎重に検討し、要件を課すことがある。

## ③ 13.3 コンプライアンス通知と施行措置

オフステッドのコンプライアンス権限は、2000年ケア基準法と関連規則に定められているが、オフステッドのソーシャルケア・コンプライアンスハンドブック(2014)にはその詳細が記載されている。

([www.gov.uk/government/publications/social-care-compliance-handbook](http://www.gov.uk/government/publications/social-care-compliance-handbook))

fromseptember-2014)

私たちは、次のような場合には、監査後にコンプライアンス通知を出す。

子どもたちの福祉を促進するための最も適切な方法であるか、子どもたちが危害を受ける危険性があるか、登録事業者が監査で要求された要件を遵守していない場合、通知という手段はこうした懸念に対処するための最も適切な方法であると考えている。

#### (16) <P.36>14. 不十分という判断：次のステップ

ケースレビューを含み、不十分という判断の後に何が起こるのか。

監査で子どもや若者の経験や進歩の全体像が不十分と判断された場合は、できるだけ早く監査後の報告会を行い、その後、ケースレビューを行う。ケースレビューの時期は、リスクに応じて、監査後 5 営業日以内に行うことが望ましい。

監査官とそのマネージャーは、監査後の報告会を受ける。これは、監査と証拠の質について議論し、ケースレビューに向けた更なる行動の勧告を検討する機会を提供するものである。さらなる行動の勧告には、今後の監査および／またはコンプライアンス行動のスケジュールが含まれるべきである。社会的ケア・コンプライアンスハンドブックには、利用可能な執行の選択肢と執行活動のフォローアップのための取り組みについての詳細な情報が記載されている。

ケースレビューは、推奨された将来の行動を検討し、管理者が取るべき行動を決定することを可能にする。

私たちは通常、前回の監査から 6 ヶ月から 12 ヶ月以内に不備があると判断された機関の全数監査を実施する。ただし、不十分と判断された後のその後の監査やモニタリング訪問の時期や内容については、ケースによって適宜設定されている。

懸念が深刻な場合には、管理者と責任者が子どもの福祉を保護し、保護するために十分な措置を講じているかどうかを確認するために、再度モニタリング訪問を実施することがある。モニタリング訪問は通常、報告書として公表されるが、例外的な状況下では、規制当局の監査責任者（RIM）は、モニタリング報告書を公表しないという決定をすることができる。

この期間中にさらに重大な懸念が生じた場合や、子どもの福祉を保護・保護するために法定の要件を満たすために早期の監査が必要な場合には、早期の監査訪問が行われる。

## (17) <P.36-38>15. 監査報告書

報告書の内容と、監査員がどのようにチェックして提出するか。

報告書は簡潔で評価できるものでなければならない。監査官の分析には、専門的な判断の根拠となる明確な証拠が含まれていなければならない。

公表される報告書は通常 10～12 ページの長さだが、それより短い場合もある。いくつかの弱点があったり、傑出していると判断された設定の報告書には、判断のためにより詳細な説明が必要な場合がある。監査官は、報告書が必要なことを述べるのに十分な長さであり、それ以上の長さではないことを確認することが求められる。

養子縁組にむけた里親委託を唯一のフォスタリング業務として行っている IFA の監査・報告方法の詳細については、第 23 章を参照のこと。

### ① 15.1 SCCIF 報告書の内容

本サービスに関する情報	サービスに関する簡単な文脈情報(コンテキスト情報)
最終監査の実施日と判定	前回の監査の日付と総合的な判断
前回の監査以降の実施状況 (登録事業者のみ)	前回の監査以降に実施した活動の簡単な概要
この監査から得られた知見	これには、優れていると判断されたサービスや良いと判断されたサービスの開発分野、改善が必要とされたサービスの長所が含まれる
改善点	勧告および法定要件 (関連する場合)
監査判定	判定とそれに付随する文章
本監査に関する情報	監査において見てきたことと法律的根拠に関する情報
サービス内容	サービスを運営しているプロバイダーの情報

### ② 15.2 子どもに優しいレポート

監査官は、独立フォスタリング機関の監査のたびに、子どもに優しいレポートを作成する。子どもたちが適切な形式の要約を必要とする場合は、報告書を提供者に送付し、その文書を適切な形式に修正するよう要請しなければならない。

フォスタリング機関が委託している子どもたちが、口頭でのコミュニケーションに代わる個別のコミュニケーションシステムを使用していることがわかっている場合、または子どもたちの受容力や表現力に限界があることがわかっている場合でも、子どもに優しいレポートを提供する。子ども向けのレポートは、短くてもよいし、絵を入れて、シンプルで具体的な文章にしてもよい。

英語を母語としない子どもたちや、代替コミュニケーションシステムを使用している子どもたちのために、必要に応じて、フォスタリング機関のスタッフが子どもに優しいレポートを翻訳することが期待される。レポートには、スタッフがオフステッドからの手紙を子どもたちが理解できるようにサポートすることを期待する内容を

記載することもできる。

### ③ 15.3 品質保証

監査官は報告書の品質に責任を持つ。監査官は、完成した報告書を上司に提出する前に慎重にチェックし、署名・公表する。

監査中の口頭フィードバックで示された仮判定からの判定変更の提案は、オフステッド内の適切な管理者によって議論される。このような稀なケースでは、監査官は、フォスタリング機関が報告書案を受け取る前に、変更された判定をフォスタリング機関に通知し、変更の理由を説明しなければならない。

各監査の後、オフステッドは評価書をフォスタリング機関に送付する。フォスタリング機関からのフィードバックは、監査の質を向上させるために利用される。

## (18) <P.38-39>16. 監査時に実施すること

監査官と機関の連携のあり方

### ① 16.1 監査官への期待

監査員とフォスタリング機関は、礼儀正しくプロフェッショナルな行動に基づいて、良好な職場関係を築き、維持していくことが重要である。私たちは、監査官が最高の専門的水準を維持し、監査中に会うすべての人に公平に、敬意を持って、感受性を持って接することを期待している。

この期待に応えるために、監査員は以下のことを行う。

- 客観的に評価し、公平であり、恐れや好意を持たずに監査を行う。
- 常にオフステッドの価値観を維持し、実証する。
- 枠組、規制、基準に沿った提供を評価する
- すべての評価は、明確で強固な証拠に基づいて行う。
- 監査の客観性を損なう可能性のある、実際の利益相反と認識されるすべての利益相反を宣言し、提供者との間に実際のまたは認識されるような関係がないこと。
- 判断が公正で信頼性の高いものであることを確認し、正直かつ明確に報告する。
- 誠実に仕事を遂行し、会う人すべてに礼儀と敬意と感性をもって接する。
- 過度の不安を防ぎ、監査を受ける人のストレスを最小限に抑えるために、あらゆる合理的な手段を講じる。
- サービス利用者の最善の利益と幸福のために行動し、常に子どもの保護を優先する。
- 監査対象者との目的を持った生産的なコミュニケーションのための対話を維持し、判断を敏感に、しかし明確かつ率直に伝える。

- 特に個人とその業務に関する情報の機密性を尊重する。
- 適正な要求に対して適切に応じる。
- 安全保護または健康と安全の問題に迅速かつ適切に対処する。
- 女王陛下の監査官、オフステッドの監査官、法定監査官などの肩書きをオフステッドのための業務に関連してのみ使用する。

## ② 16.2 フォスタリング機関への期待

監査と規制が生産的で有益なものとなるためには、監査官と機関のマネージャーは、礼儀と専門的な行動に基づいた専門的な仕事上の関係を確立し、維持しなければならない。監査官は行動規範を守ることが期待されているが、フォスタリング機関のスタッフにも以下のことを期待している。

- 礼儀正しくプロフェッショナルであること、監査官に敬意と感性を持って接すること。
- 自身の行動規範でもって監査官に対処する。
- 監査官がオープンで誠実な方法で訪問を実施できるようにする。
- 監査員が監査評価基準や関連する基準や規則に照らして客観的に評価できるようにする。
- 監査官が提供するサービスについて、正直、公正、信頼性の高い報告ができるような証拠を提供すること、または証拠へのアクセスを可能にすること。
- 監査官と協力して、混乱、ストレス、官僚主義を最小限に抑える。
- 施設内での監査員の健康と安全を確保する。
- 監査官や監査チームと目的を持った生産的なコミュニケーションを維持する。
- 監査に関する懸念事項があれば、迅速かつ適切な方法で監査官の注意を喚起すること。
- 監査員は、マネージャーや責任者の立ち会いなしに、時には実践を観察し、スタッフや利用者と話をする必要があることを認識している。

## (19) <P.39-40>17. 監査に対する懸念や苦情

懸念や苦情の提起方法

### ① 17.1 懸念事項

オフステッドの業務のほとんどは、何事もなくスムーズに行われている。監査中に懸念事項が発生した場合は、監査の訪問中にできるだけ早く監査官に報告する必

要がある。これにより、監査が終了する前に問題を解決する機会を得ることができる。

報告書に記載されている所見の事実の正確性に関する確認は、監査後に提起することができる。

フォスタリング機関が監査官と問題を解決できない場合は、監査官の RIM に連絡してさらなる議論を行うべきである。

## ② 17.2 苦情

懸念事項を解決できない場合は、オフステッドの苦情手続き ([www.gov.uk/government/publications/complaints-about-ofsted](http://www.gov.uk/government/publications/complaints-about-ofsted)) に基づいて正式な苦情を申し立てることができる。

苦情は、監査中のどの段階でもオフステッドに提出することができ、また、監査報告書の公表後は 10 営業日以内に提出する必要がある。通常、懸念事項を調査している間、監査報告書の公表を保留したり、公表された監査報告書を取り下げたりすることはない。

苦情を申し立てる場合は、オフステッドのオンライン苦情フォームを使用して、懸念事項を送信する必要があるが、特別な事情があつてオンラインでの苦情の提出ができない場合は、書面で苦情を以下の宛先に送付することができる。

- オフステッド
- アプリケーション、規制およびコンタクトチーム
- ピカデリーゲート
- ストアストリート
- マンチェスター
- M1 2WD

E メール： [enquiries@ofsted.gov.uk](mailto:enquiries@ofsted.gov.uk)

## (20) <P.40-45>18. モニタリング訪問

モニタリング訪問に関する情報

モニタリング訪問は、SCCIF の一般原則に従って実施される。モニタリング訪問は通常、以下のいずれかの理由で実施される。

- 懸念事項のフォローアップ
- 監査上の不備に対するフォロー
- 通知を遵守しているかの監督



## ① 18.1 タイミングと頻度

モニタリング訪問を実施するかどうかの決定は、通常、ケースレビューで行われる。モニタリング訪問の頻度はケースごとに異なり、必要であれば週に一度の頻度でもよい。タイミングと頻度は、コンプライアンス通知に記載されている日付と懸念事項の性質によって決定される。

遵守通知は、子どもの社会的養護の提供者に関連するサービス固有の規則を満たすために、提供者が一定の期日までに行わなければならない行動を定めたものである。これは、ケースレビューで合意され、記録される。

監査官は、強制措置や不十分という監査評価が下された場合には、モニタリングの対象となることを提供者に伝える。モニタリングのための訪問は通常抜き打ちで行われる。

## ② 18.2 コンプライアンスに関するお知らせ

法定通知にいくつかのアクションを設定したり、完了日の異なる複数の法定通知を送達したりする場合は、フォスタリング機関が所定のタイムスケール内で指定された各アクションを満たしていることを確認するために、各日付または通知ごとにフォローアップ訪問を予定している。フォローアップ訪問は、各通知の完了日の翌日、遅くともその日から 5 営業日以内に完了することを目標としている。場合によっては、1 つ以上の通知に対するコンプライアンスを評価できるように、モニタリングの訪問を予定することがある。

例外的な状況では、フォスタリング機関が通知の特定の要件を満たしているかどうかを確認するためのフォローアップ訪問を実施しないことを決定する場合がある。このような場合には、フォスタリング機関が必要な措置を講じたことを確認する書面を受理するが、確認書に写真や必要な手順書のコピーなどの証拠書類が添付されている場合には、それを受理する。

例えば、消防署員が訪問を実施し、実施した措置の確認書をオフステッドにコピーして提出した場合など、訪問する必要がなかった理由を監査データベースに記録する。

モニタリング訪問は、中止の提案の通知が出された後に、提供者の計画の一部として合意される可能性が高い。

モニタリング訪問を実施するその他の状況としては、「宿泊施設の制限」通知が発出されている場合や、プロバイダーの運営継続を停止している場合などがある。

モニタリング訪問の後、訪問の結果を詳細に記載した報告書を送付する。この報告

書は、監査報告書と一緒に報告書のウェブサイトで公開される。

### ③ 18.3 モニタリング訪問の準備

モニタリング訪問の準備をする際には、監査員は以下の点を考慮する。

- 最終監査報告
- 最終監査報告書に記載された要件
- 遵守通知に記載されている要件
- 過去のモニタリング監査からの報告
- 前回の監査後に受けた通知
- 設定によって提供されるすべての行動計画
- 他の機関からの情報や苦情など、監査データベースに記録されているその他の情報
- 監視すべき強制措置

### ④ 18.4 監査官がモニタリング訪問をどのように実施するか

モニタリング訪問が、不適切な判断に基づいて実施される場合や、通知が順守されているか確認する場合、あるいは要件が完了したかどうかを判断するために実施される場合には、以下のようにしなければならない。

- 完了した要件が、子ども、若者、その他のサービス利用者の福祉と成果に与える影響を判断する。
- 追加の懸念事項があるかどうかを確認する。
- 必要とされる変化を維持するための登録管理者の能力を決定する。
- さらなる措置を検討する必要があるかどうか。
- 新しい監査評価を下すことができるかどうかを判断するため、証拠を再確認する  
モニタリングの訪問が他の懸念事項や問題を監視するためのものである場合は、次のことを行うべきである。
- 設定の有効性が低下しているか、または改善しているかを判断する。
- 子どもと若者の福祉と成果に対する実践の改善や低下の影響を判断する。
- さらなる措置を講じる必要がある場合は、その旨を記載する。

監査官は、現場に到着した際には、登録されている提供者または登録管理者のいずれかに通知しなければならない。

監査官は、改善がどれだけ効果的であるか、また、要求事項や問題に取り組むことで、施設が子どもや若者、その他のサービス利用者の経験と進歩をどのように改善し

たかを判断しなければならない。

必要な改善を示すためには、フォスタリング機関とマネージャーは、その行動が明確で持続可能な進歩を達成する上で大きな影響力を持っていることを示す必要がある。善意や意欲的な見通し、あるいは指導力の低い時期があった後の最近のマネージャーの交代だけでは、事業者が改善を持続させる能力があることを十分に証明することはできない。

さらなる懸念事項があることが明らかになった場合や、前回の監査での措置に取り組む中で、提供者が他の側面を見落としているために、子どもや弱者が危害を受ける危険にさらされていたり、十分に進展していないことが明らかになった場合には、監査官は、どのような追加措置をとる必要があるかを決定することが求められる。

これには、新たな要件や勧告、コンプライアンス通知、または宿泊施設の制限や、要件を課す方法など、その他の強制措置が含まれる。

監査官が訪問のあらゆる側面について懸念したり、不明な点がある場合は、RIM またはソーシャルケアコンプライアンス監査官に連絡することができる。

監査官が犯罪が起きたかもしれないと考えた場合、監査官は、監視訪問を継続すべきかどうかを議論し、アドバイスを受けるために、直ちにソーシャルケアコンプライアンス監査官または RIM に連絡すべきである。

訪問の過程で、監査官が違反行為が行われたと考えた場合、監査官は登録提供者または登録管理者に注意を促す権限を持っている。監査官が注意できるのは、提供者または登録管理者のみである。

違反行為が行われたと監査官が考え、訪問中に証拠を確保する必要があると考えた場合、監査官は、注意を行い、面接を実施する前に、RIM、他の管理者、またはソーシャルケアコンプライアンス監査官に連絡し、アドバイスを求めなければならない。

しかし、注意の下での面接の好ましい方法は、1984 年警察・刑事証拠法 ([www.gov.uk/guidance/police-and-criminal-evidence-act-1984-pace-codes-ofpractice](http://www.gov.uk/guidance/police-and-criminal-evidence-act-1984-pace-codes-ofpractice)) に基づき、後日面接を撤回して実施することである。

## ⑤ 18.5 モニタリング訪問で監査官が証拠を収集する方法

監査官が調査する主な質問は以下の通りである。

- 前回の監査で設定された要件を満たすために、当該機関がとった措置はどの程度効果的か。
- 子どもや若者の経験と進歩を向上させるために、当該機関がとった行動がどれだけ効果的か。

証拠は監査データベースに記録されるべきである。証拠は、監査報告書で特定された改善のための領域を反映している必要がある。また、最も重要な強みと弱み、新たな改善点や要件の違反があった場合には、前進する必要があることを示す証拠が含まれていなければならない。監査官は、施設が他の側面を見落としているために、異なる分野に懸念の原因があるかどうかを判断しなければならない。

監査官は、提供者が行った改善を維持する能力を示しているかどうかを判断しなければならない。また、監査官は、その改善が弱点となるすべての分野に顕著で持続的な影響を与えているかどうかを判断することも求められる。

#### ⑥ 18.6 モニタリング訪問終了時のフィードバック

監査官は、訪問の最後に提供者に口頭でフィードバックを行う。監査官は以下のことをしなければならない。

- 改善または継続的な懸念の判断の根拠となる証拠を明確にする。
- 新たな課題を明確にする
- 特に新たな問題が発生した場合や改善が不十分な場合には、訪問の結果と次のステップについて、提供者が明確であることを確認する。
- 監査官がさらに助言を求めた場合、次のステップを確認する時期を提供者と明確にする。
- モニタリング訪問の結果は、前回の報告書と一緒に、オフステッドの報告書のウェブサイト上で報告書の形で公表されることを説明する。
- 報告書の文面は口頭でのフィードバックと多少異なることがあっても、問題の内容は変わらないことを明確にする。
- 進歩と改善があったかもしれないが、不十分という全体的な判断は変わっていないことを提供者が理解していることを確認する（関連する場合）。

不適切な判定を受けた後のモニタリング訪問の後、監査官は、委託児童の当局である児童サービス部長（関連する場合）に連絡し、以下の点に関する助言を行う。

- 判断の変更があったかどうか、その新しい判断とは何か、改善や効果の性質と効果
- 判断が変わっておらず、当初の懸念が残っているか、新たな懸念が出てきたかのいずれかである。

#### ⑦ 18.7 モニタリング報告書

オフステッドはすべてのモニタリング報告書を報告書ウェブサイトで公表するが、

例外的な状況では RIM はモニタリング報告書を公表しないことを決定できる。報告書の要約は、前回の訪問以降に起きた重要な進展と進展の証拠を概説しなければならない。報告書の要約は、要件に対処するために提供者がとった措置と、改善の有無にかかわらず、子ども、若者、その他のサービス利用者のケア、経験、進歩に与える影響を明確に説明しなければならない。

報告書には以下のことを記載しなければならない。

- 訪問の理由を明記する（訪問が強制執行活動のフォローアップのためののであれば、手紙には明確に明記する必要がある。例えば、「このホームは宿泊制限命令の対象となっている。これらの懸念事項に対処するためにホームが行った進捗状況を評価するために、モニタリング訪問が行われました....」；これがコンプライアンス通知に関係する場合は、通知の数の簡単な要約と懸念事項の概要を記載すべきである）。
- 進展があったところとなかったところを評価する。
- 子どもや若者に対する継続的な懸念の影響を、配置する地方自治体に通知するため、および/または子どもを保護するためにオフステッドが取る措置と併せて明確に記述すること。
- どこで、どのような行動が必要なのかを明確にする。

監査官は、懸念のレベルを示すために明確な言葉を使わなければならない。例えば、「今回の訪問では、その施設でのケアと実践に重大な懸念が生じた」などである。このような場合、監査官は、当該機関がさらなる強制措置の対象となる可能性が高いことを明確に示すことができる。意図した措置の詳細を記載することは、我々が取る可能性のある措置を害する可能性があり、また、関連する場合には、当該機関の上訴権を阻害すると見られる可能性があるため、記載することはできない。

## ⑧ 18.8 報告書の見直しと事実関係の正確性に関するチェック

モニタリングのツールキットは、提供者に送られる前又は公表される前に、RIM によって見直される。これは、改善が正確に反映されていること、あるいは、我々が実施したいと考える更なる強制措置を支援することを確実にするためである。

フォスタリング機関は、モニタリング報告書の実事上の正確さを確認する機会がある。

モニタリング報告書は通常、訪問から 28 営業日以内に公表することが求められる。

## (21) <P.45-46>19. 里親に委託中の子どもがいないフォスタリング機関

里親に委託している子どもがいないフォスタリング機関に関する情報。

オフステッドは通常、登録から7～12ヶ月以内に運営を開始した機関を監査する。登録後最初の監査が行われる予定の時に、その機関が登録されてから子どもや若者が里親に預けられていない場合、監査官は、その機関が里親の受け入れを開始するまで監査を遅らせるように努めるべきである。養育機関の最初の監査は、登録日から3年以内に行わなければならない。

監査の時点でその機関から子どもが委託されていない場合、監査官は、予定されていた監査を延期すべきかどうかを判断すべきである。

監査の時点で子どもが委託されておらず、前回の監査以降に子どもが委託されている場合は、その委託に関する情報を証拠として使用することが可能な場合がある。

監査官は、監査の判断を裏付けるために収集できる可能性の高い証拠を検討すべきである。

当該フォスタリング機関において3ヶ月以上里親に委託された子どもがおらず、近い将来に運営する予定がないことを表明している場合、報告書には以下の文言を記載しなければならない。

[フォスタリング機関の名前を挿入]は、[期間を挿入]の期間、委託を行っていない。登録事業者は、[監査日からの期間]の間は運営しないこととなった。フォスタリング機関が子どもの受け入れを決定した場合は、その旨を事前にオフステッドに通知する必要がある。

子どもが里親に委託された場合には、機関の責任者がオフステッドに通知することを登録の条件とすべきである。条件は以下のような文言にしなければならない。

[フォスタリング機関の名前を挿入]は、子どもまたは若者の委託が始まる1週間前に、子どもまたは若者を里親に配置する意向をオフステッドに通知しなければならない。

最初の監査を実施するのに最適な時期は、定期的に検討されるべきである。監査が完了したら、登録の条件を解除しなければならない（解除は、提案通知/決定通知のプロセスを踏む必要がある）。

## (22) <P.46>20. 責任者のチェック

責任者となる個人は規定の要件を満たしていなければならない。

2011 年里親委託規則は、フォスタリング機関に責任者を置くことを求めている。

フォスタリング機関は、自らが任命した責任者が規定の要件を満たすことができることをオフステッドに証明しなければならない。オフステッドの監査官は、登録施設やグ機関に任命された責任者が、施設や機関の管理を監督するのに適しているかどうかを判断するために、事業者がとった手順を精査する。

この精査は以下のような場合に適用される。

- 責任者の身元が変更された場合
- 責任ある個人として行動する者が、2014 年 3 月 31 日に監督していなかった他の登録施設または機関の管理に責任を負うようになった場合

詳細については、「オフステッド に登録および／または監査されている子どものソーシャルケアサービスへの変更」(Annex A) (<https://www.gov.uk/government/publications/changes-to-childrens-social-careservices-that-are-registered-andor-inspected-by-ofsted>)を参照のこと。

## (23) <P.47>21. 登録管理者がいない機関

登録管理者がいない場合の対処法

2000 年ケア基準法([www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/14](http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/14))は、独立フォスタリング機関を運営または管理する者は、オフステッドに登録しなければならないと定めている。オフステッドに登録せずに独立フォスタリング機関を運営または管理することは犯罪となる (2000 年ケア基準法第 11 条)。

2011 年里親委託規則(規則 38)では、管理者が 28 日以上不在になる場合、または管理者が退職する場合には、フォスタリング機関からオフステッドに通知することが義務付けられている。フォスタリング機関は、管理者が不在になることが判明している場合はその 1 ヶ月前までに、緊急の場合は不在となってから週間以内に届け出なければならない。

管理者の不在や変更をオフステッドに通知しなかった場合や、満足のいく管理体制を整えていなかった場合は、監査を計画し、実施する際に考慮される。詳細については、以下を参照してください。オフステッド に登録および／または監査されている子どものソーシャルケアサービスの変更を参照のこと。

([www.gov.uk/government/publications/changes-to-childrens-social-careservices-that-are-registered-andor-inspected-by-ofsted](http://www.gov.uk/government/publications/changes-to-childrens-social-careservices-that-are-registered-andor-inspected-by-ofsted))

措置としては、監査日を前倒しすることや、この情報を利用して機関の指導力と管理についての判断に役立てることなどが考えられるが、これらに限定されるものではない。当該機関が管理者の変更をオフステッドに通知しなかった場合、その期間の管理能力の評価に影響を及ぼす可能性がある。オフステッドがどのような規制措置を取ることができるかについての詳細は、オフステッドのソーシャルケア・コンプライアンス・ハンドブックを参照のこと。

( [www.gov.uk/government/publications/social-care-compliance-handbook-fromseptember-2014](http://www.gov.uk/government/publications/social-care-compliance-handbook-fromseptember-2014))

#### (24) <P.47>22. 不完全な監査

監査が終わらない場合はどうすればいいのか

まれに、監査が実施された後、監査報告書が公表される前に、子どもが死亡したり、子どもが非常に重大な犯罪を犯したりするなど、非常に重大な事件や深刻な事件が発生することがある。このような場合、監査官とマネージャーは、「Gathering additional evidence to secure an incomplete inspection - Ofsted protocol」に従うべきである。

( [www.gov.uk/government/publications/gathering-additional-evidence-to-secure-anincomplete-inspection-ofsted-related-protocol](http://www.gov.uk/government/publications/gathering-additional-evidence-to-secure-anincomplete-inspection-ofsted-related-protocol))

このプロトコルは、監査報告書が公表されていない場合、監査の証拠ベースを確保するために追加の証拠を収集する必要があるため、監査が不完全であると判断された場合の取り決めを規定している。監査を完了させ、所見を修正して報告するための更なる措置が必要となる場合がある。

#### (25) <P.48-49>23. 養子縁組のための養育

養子縁組サービスを提供しているフォスタリング機関をどのように監査しているのか

##### ① はじめに

登録されたヴォランタリー養子縁組機関（VAA）は、養子縁組に向けた里親委託（FfA）サービスを行い、養子縁組者と里親の両方を承認しようとしているが、2000年ケア基準法に基づき、独立フォスタリング機関（IFA）として登録することも義務



づけられている。オフステッドは、これらの機関を IFA としても VAA としても監査することが義務付けられている。

## ② FfA サービスを提供する VAA と IFA の監査方法

監査に関する包括的な戦略と原則に沿って、機関の監査負担を最小限に抑えようとしている。また、監査の時間と資源を最大限に活用したいと考えている。

FfA サービスを唯一の里親委託として提供している機関の場合、通常は VAA と IFA の監査を 2 回に分けて実施するのではなく、同時に実施している。

同時に監査を行うことで、個々の監査報告書が一つの出版物にまとめられることになる。私たちは、次のような 4 段階の尺度を用いて VAA の判定を行う。

以下を考慮した、子ども、若者、大人の総合的な経験と進歩：— 子ども、若者、大人がどのように支援され、保護されているか、指導者や管理者の有効性

複合報告書には、IFA についての説明的な判断が含まれる。

これらの合同監査については、監査官は、SCCIF の VAA と IFA に関するガイダンスに従う。私たちは、合同監査の 2 営業日前に監査を受けることを機関に通知する。通常、次の月曜日の午前中に現地調査が開始される前の木曜日に通知する。VAA 監査の全体的なタイムラインは、通常のもものが適用される。必要な場合（機関の規模が大きいためなど）、RIM は、監査員が現場で追加の日数を費やすか、監査に配置される監査員を追加することに同意することができる。追跡又はサンプリングされた事例の選択が、機関の業務を代表するものであることを確実にするために、監査官は常に、一部の FfA 事例を追跡又はサンプリングしている。

監査官は、FFA に関連する特定の基準を含む評価基準を使用して、FFA サービスを提供するすべての機関の判断を助けている。これらの基準は、IFA 監査のための SCCIF ガイダンスに記載されている。

オフステッド は、里親委託のみを FfA に関連する IFA の登録に条件を課している。機関は、里親委託の拡大を希望する場合、条件の解除を申請しなければならない。

FfA の条件が適用されない IFA は、独立したイベントとして全面的な監査が予定されている。

FfA の手配の質に関する調査結果は常に報告されており、複合報告書の一部として IFA のための説明的判断として、あるいは、より広範囲の育成活動を行っている IFA のための個別の監査報告書として報告される。FfA を提供する VAA と IFA の合同監査を実施することができるが、個々の VAA または IFA にのみ関連する事項に対処するための最も効果的な方法であれば、個々の VAA または IFA の個別監査を行うことを排除するものではない。

FfA の状態にある IFA のモニタリング訪問の必要性がある場合は、VAA のモニタリング訪問の必要性がない場合は、独立して実施する。

FfA サービスの監査方法について質問がある場合は、担当の監査官に連絡する必要がある。

## (26) <P.49-51>24. 子どもの安全確保と児童保護に関する懸念事項

児童保護の問題について緊急の懸念がある場合、監査官がすべきこと

監査中に児童保護手続きに従わなかった場合や、児童が危害を受ける危険性があることが判明した場合など、重大な懸念事項が発生した場合は、責任者（関連する場合）または担当者にできるだけ早く通知しなければならない。加えて、それによって子どもや大人の安全が損なわれる可能性がある場合、監査官は直ちに適切な当局に通知されるようにしなければならない。

監査官は常にオフステッドの安全確保に関する方針に従うべきである。

([www.gov.uk/government/publications/ofsted-safeguarding-policy](http://www.gov.uk/government/publications/ofsted-safeguarding-policy))

監査官は、助言が必要な場合は、上司または地域のソーシャルケア・コンプライアンス監査官に連絡すべきである。監査官は、関連する地方自治体の児童サービス、児童の担当ソーシャルワーカー、および／または関連する地方自治体の成人サービス、および必要に応じて、脆弱な成人の割り当てられたソーシャルワーカーに紹介がなされることを確認する。更なるガイダンスは、「安全確保の懸念：監査官のためのガイダンス」([www.gov.uk/government/publications/safeguarding-concerns-guidance-forinspectors](http://www.gov.uk/government/publications/safeguarding-concerns-guidance-forinspectors))に記載されている。懸念が職員に対する申し立てに関連している場合は、指定された担当者に照会される。

監査官は、関連する場合には、子どもの安全と福祉に関する懸念について、委託責任を負う自治体の児童サービス部長に直ちに連絡されるようにしなければならない。また、本件について実施したことを記録しておかなければならない。そして、地域の上級 HMI は、地方自治体がとった行動をフォローアップしなければならない。

### ① 24.1 予防義務

SCCIF の監査において、過激主義が日常的な調査対象になることはないと思われる。しかし、監査官は、文献、ポスター、ビデオ、DVD などの過激主義の危険性の兆候や、機関への定期的な訪問者のなかで、訪問の目的が明確ではない訪問者に注意を払う必要がある。過激主義の可能性についての最初の問い合わせは、マネージャーまたは担当者に指示しなければならない。

監査官は、責任者に関連する懸念事項や照会内容の詳細と、複数の機関による対応がどれほど効果的であったかを記録しなければならない。教育省は、「予防」義務に関する学校および保育事業者への助言を公表しているため、監査官は、これが監査対象の施設の種類の適用される場合に注意しなければならない。

([www.gov.uk/government/publications/protecting-children-from-radicalisation-the-prevent-duty](http://www.gov.uk/government/publications/protecting-children-from-radicalisation-the-prevent-duty))

監査官は、所属する RIM に連絡を取ることができ、RIM は専門家の助言を求めることができる。監査官が RIM に連絡できず、懸念が残る場合は、オフステッドの「子どもと若者および傷つきやすい大人の保護方針」([www.gov.uk/government/publications/ofsted-safeguarding-policy](http://www.gov.uk/government/publications/ofsted-safeguarding-policy))に従うべきである。

## ② 24.2 女性性器切除：警察への届け出義務

2015 年 10 月 31 日に、2015 年重大犯罪法第 74 条([www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/9/section/74/enacted](http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/9/section/74/enacted))には 2003 年女性性器切除法([www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/31](http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/31))に新たに第 5B 条が加えられた。2015 年 10 月 31 日以降、規制された特定の専門職（ソーシャルワーカーを含む）は、業務上で遭遇した 18 歳未満の女兒の女性性器切除の事例があれば、警察に報告しなければならない。

この義務は、専門家が以下のいずれかに該当する場合に適用される。

- 女性の性器切除の行為が行われたことを少女から知らされた。
- 女性の性器切除の行為が行われたことを示すと思われる身体的徴候を観察し、その行為が女兒の身体的・精神的健康のために必要であったと信じる理由がなく、また、その行為が出産に関連した目的のために必要であったと信じる理由がない場合。

子どもや若者が監査官に女性の性器切除に関する情報を開示した場合、監査官はオフステッドの「監査官のためのガイダンス：子どもや若者が保障措置上の懸念を開示した場合の対処法」に従うべきである。

([www.gov.uk/government/publications/safeguarding-concerns-guidance-forinspectors](http://www.gov.uk/government/publications/safeguarding-concerns-guidance-forinspectors))。

## ③ 24.3 規制薬物の投与・管理に関する懸念事項の報告

監査官が通常の監査業務中に規制薬物の安全管理に関する懸念や事件に遭遇した

場合、あるいは他の情報源から 情報を受け取った場合、薬物に関する懸念事項がある旨ととその概要、および実施した措置は、[socialcare@ofsted.gov.uk](mailto:socialcare@ofsted.gov.uk) の中央メールアドレスを使用して、ソーシャルケア政策チームが照会できるようにする。

この措置は、懸念の結果として行われた規制上の措置や勧告に加えて行われる。要件や勧告が行われない場合でも、知らせる必要はある。ソーシャルケア政策チームは、そのような連絡をすべて照合し、規制薬物全国グループと共有する。

管理薬物（例：モルヒネ、ペチジン、メタドン、リタリン）に関する詳細情報は、Care Quality Commission ([www.cqc.org.uk/content/law-and-guidance-managing-controlled-drugs](http://www.cqc.org.uk/content/law-and-guidance-managing-controlled-drugs))から入手可能である。

## (27) <P.51>25. 個人情報の利用について

### 個人データの取り扱いについて

SCCIF の下での監査活動の一環として、子どものソーシャルケアサービスの評価に必要な個人情報を収集することがある。

私たちの個人情報憲章は、私たちが個人情報を収集、保有、使用する際にオフステッドに期待できる基準を定めており、個人情報の扱い方については適用されるすべてのデータ保護法に従うことを示している。

ソーシャルケアの個人情報保護に関する通知では、どのようなデータを収集するか、その権限は何か、何をするか、どのくらいの期間保管するか、データ保護法に基づく人々の権利は何かについて、より詳細に説明している。

## 2. 2018 年に監査を受けた自治体の報告書の概要について

### (1) 監査の項目

1. 子どもや家族とのソーシャルワークの実践に対するリーダーの影響
2. 支援と保護を必要とする子どもたちの経験と進歩
3. 養育者の経験と進歩
4. 全体的な有効性

の 4 項目で報告書は作成されている。

### (2) 選択した自治体

- ① London Borough of Hillingdon : ロンドン市ヒリングドン区（区内にヒースロー空港がある自治体）

この自治体は、すべての項目において Good 以上の評価を受けている（上記 1 の項目については outstanding）。



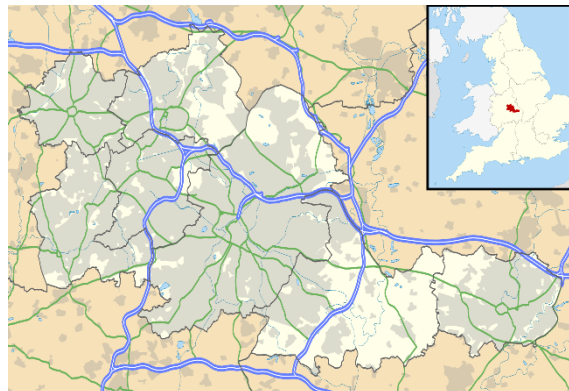
- ② Barnsley : バーンズリー  
（イングランドのサウス・ヨークシャーにある自治体）

この自治体は、すべての項目において Good の評価を受けている。



- ③ Birmingham City Council : バーミンガム  
（イングランド、ウェスト・ミッドランズ ; West Midlands にある工業都市）

この自治体は、2018 年の監査時にすべての項目において「改善が必要」の評価を受けており、2019 年にもモニタリング訪問を受けている。



### (3) London Borough of Hillingdon について

監査実施日：2018年4月16日～4月27日

Judgment 判定項目	Grade 評価
子どもや家族とのソーシャルワークの実践に対するリーダーの影響	Outstanding
支援と保護を必要とする子どもたちの経験と進歩	Good
養育者の経験と進歩	Good
全体的な有効性	Good

#### 概要

ヒリングドンの子どもへのサービスは良好で、2013年の前回の検査から大幅に改善されており、子どもを中心としたアプローチが戦略的および業務上の意思決定に組み込まれている。子どもたちの成果を向上させようとする共通の決意は、目覚ましい変化のペースによって示されている。その結果、高いスキルと意欲を持ったスタッフが一貫して質の高いサービスを提供することが可能になり、企業の意図的な投資とコミットメントに支えられている。指導者は自分たちのサービスをよく知っており、査察官が指摘したサービスの弱い側面のうちの少数をすでに認識し、それに基づいて行動していた。

援助と保護を必要とする子どもたちは、彼らのニーズに合った時宜を得たサービスを受ける。包括的な評価と質の高い計画によって、スタッフは効果的に介入の目標を定め、リスクを低減することができる。マルチエージェンシー作業はよく発達しており、子どもの良い結果の達成に貢献する。

世話をしている子どもたちや、世話を切り盛りしている子どもたちは、彼らのことをよく知っていて、本当に世話をしてくれるスタッフから良いサービスを受けている。子どもと若者は常に自分の人生に関する決定に関与するよう奨励されており、彼らの意見はサービスの発展に直接的な影響を与える。

#### 改善すべき点

- 意思決定に情報を提供するために、すべての関連パートナー情報が含まれるようにするための、初期戦略の議論の質。
- 家庭やケアから子どもが行方不明になったと報告された場合の、帰宅後の面接の適時性と質。
- 代替ケアを受けている子どもの苦情申し立てや、独立した擁護活動（independent advocacy）にアクセスする権利についての理解。

- すべての児童（長期里親委託ケースで恒久的に里親家庭で生活している者を含む。）のための適時のかつ効果的な永続計画。

#### (4) Barnsley について

監査実施日：2018年10月8日～10月19日

Judgment 判定項目	Grade 評価
子どもや家族とのソーシャルワークの実践に対するリーダーの影響	Good
支援と保護を必要とする子どもたちの経験と進歩	Good
養育者の経験と進歩	Good
全体的な有効性	Good

#### 概要

バーンズリーの子どもたちへのサービスは充実しており、2012年以降、継続的な監査では着実に改善されてきている。子どもたちは、戦略的思考、意思決定、業務慣行の中心に位置しており、それが熟練した意欲的な職員による質の高いサービスにつながっている。子どもたちのための成果を向上させることへの断固たる集中は、パートナiership全体で共有されており、政治的コミットメントと財政的投資、そして指導者たちが自分たちのサービスをよく知っていることを示す自己評価によって支えられている。

支援と保護を必要とするほぼすべての子どもたちが、必要に応じて適切な時期にサービスを受けることができる。統合された「フロントドア」は、リスク管理と子どもたちの保護に効果的である。子どもたちに影響を与えるリスクをよく考えて分析した上での綿密な評価は、ほとんどの場合、結果を改善し、リスクを効果的に軽減する、的を絞った計画や介入につながっている。民間フォスタリングの利用に関して、より大きな焦点が必要である帰宅後の聞き取り調査の適時性と質、およびより広い文脈に基づく保障措置の理解は、一部の子どもにはそれほど効果的ではない。

代替ケアを受けている子どもやケアリーバーへのサービスは良好であり、ワーカーからの支援を受けているため、子どもの成果は改善されている。バーンズリーの子どもたちは、すべての子どもたち、家族、そして彼らが住んでいる地域社会の希望を育むという決意を持った、献身的で「お節介な」社会的共同親から恩恵を受けている。しかし、教育、雇用、訓練に携わる若者の数を増やすためには改善が必要である。

#### 改善すべき点

- リスクアセスメントと、家庭やケアから子どもが行方不明になったと報告された場合の帰宅面接の適時性と質を含む、若者が地域社会でさらされているより広範なリスクに対する理解。
- 民間フォスターリングが子どものニーズを満たすために適切であることを確認するため、その利用について定期的に検討すること。
- 教育、雇用及び訓練を受けている、19歳から21歳までのケアリーバーの数。
- 最初の児童保護のケースカンファレンスのために、監査とDIPサンプリング活動の厳格さと、どのようにデータが業務の質と適時性のパフォーマンスの理解に情報を提供するか。

## (5) Birmingham City Council について

監査実施日：2018年12月3日～12月14日

Judgment 判定項目	Grade 評価
子どもや家族とのソーシャルワークの実践に対するリーダーの影響	改善が必要
支援と保護を必要とする子どもたちの経験と進歩	改善が必要
養育者の経験と進歩	改善が必要
全体的な有効性	改善が必要

Requires improvement to be good↑

### 概要

地方自治体であるシャドウボードとバーミンガム児童信託（BCT）は、2018年4月の設立以来、子どもとその家族に対するサービスの質の向上において、低い水準から前進してきた。彼らは2016年の査察以来、モニタリング訪問を十分に活用しており、その査察からの改善のための勧告の多くは効果的に実施されている。BCTへの法定機能の委任は、実務と労働文化の両方の再活性化を可能にし、その結果、子どもたちの経験と進歩の改善において進展が見られた。

多くの集中的な取り組みの結果、子どもや家族のニーズにより効果的に対応できるようになった。大幅な改善により、すべての家庭内虐待事件が迅速に評価され、子どもの保護問題が明確に特定され、効果的に対応できるようになった。代替ケアを受けている子どものほとんどは安定した環境で生活しているが、養子縁組が計画されていない子どもたちの中には、持続性の達成が遅れている子どももいる。代替ケアから離れる若者や、保護者のいない難民の子どもたちは、彼らのニーズを満たし、成長し自立するための支援を確実に受けられるような良いサービスを受けている。



改善は明らかであるが、これらはまだ一貫して良いサービスやソーシャルワークの実践をもたらしていない。地域によっては格差が残り、改善のペースが遅れている。省庁間の連携の質は十分な速さで改善されておらず、少数のケースでは警察の支援が一貫していない。法律サービスの有効性に対する長年の懸念は解決されておらず、これが司法制度によるサービスに対する保証と信頼の欠如の一因となっている。これは、一部の子どもにとって、ソーシャルワークのアセスメントやケアプランが裁判所に受け入れられないことを意味する。

バーミンガム市議会のバーチャル・スクールの指導者は、ケアを受けている子どもたちがどのような進歩を遂げているのか、十分に理解していない。これは、子どもの進歩を監視するシステムが、その子どもがスタート地点からどの程度進歩しているかについての情報を十分に与えていないためである。

BCT は全体的なパフォーマンスの評価を向上させているが、フォスタリングサービスの有効性についての理解にはまだギャップがある。

BCT はこれらすべての問題を認識しているが、すべてのサービスがすべての子どもたちに一貫して良いものであることを保証するためにはさらなる作業が必要であることを認めている。

#### 改善すべき点

- パートナー主導の早期支援サービスを含む外部機関との連携の質、有効性及びペース。
- 裁判所と BCT との間の信頼及び信頼。
- フォスタリングサービスの有効性。
- 子どもたちのためのすべての永続性オプションに、しっかりとタイムリーに焦点を当てる。
- 文脈に応じた保障措置へのアプローチの整合性。
- 代替ケアを受けている子どもたちへの提供を改善する上でのバーチャルスクールの影響。

## 第3章 日本の社会的養育の評価に関する調査

### 1. 先行研究

電子検索データベースは、国立国会図書館サーチ、CiNii、科学研究費助成事業データベースの3つを使用した。検索キーワードは、「第三者評価」「社会的養護」の2つのキーワードを掛け合わせ、タイトル・本文から論文を抽出した。加えて、ハンドサーチしたものを追加し次の通りまとめた。

著者	発行年	タイトル	調査対象	概要	第三者評価についての意義・効果	第三者評価についての課題
大嶋 恭二	2005	児童養護施設における第三者評価事業の意味と期待される効果	児童養護施設	厚生労働省の「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価に事業の指針について（通知）平成14年4月」に基づいた実践報告	施設が自ら提供しているサービスの水準や課題を把握し、より良質なサービスに向けた努力を促すことや、評価の準備や結果の共有により、サービスの質の向上に向けた組織的な取り組みをすること。	相談（コンサルテーション）の機能がないこと、評価による品質の保証がないこと。
土田 秀行	2005	児童養護施設における第三者評価事業の実際	児童養護施設	東京都の「福祉サービス第三者評価受審支援事業実施要綱」に基づく福祉サービスの第三者評価事業による評価の受審についての実践報告	経営層と職員が共通した問題意識を持ち、改善に向けての意欲を持つこと。	評価を受けてフィードバックするまでの期間が短く、短期間での改善がなかなか見えてこないこと、子どもたちへのアンケート・聞き取り等の精神的負担。毎年評価を実施すること。
波田 埜英治	2012	社会的養護施設における施設運営指針と第三者評価事業の成果について	社会的養護施設	社会的養護関連の施設運営指針に沿って第三者評価事業を受審することによる成果と課題の論述	子どもたちに実施しているケア内容を評価し、改善点を明らかにして具体的な目標設定をすることが可能になったこと、受審の過程で職員の自覚と改善意欲の醸成、課題の共有化が促進されること。	社会的養護関係施設の評価調査者養成研修会の内容、評価者の専門性の担保、評価機関の質、第三者評価事業に対する都道府県の温度差。

谷口 真由美	2018	第三者評価事業が社会福祉施設に根づくシステムの構築	社会的養護関係施設	<p>評価機関と受審施設の協働のあり方を検証し、サービスの質の評価が社会福祉施設に根づくシステムの構築を行うことを目的に国内・国外と調査を実施</p>	<p>①国内調査 施設職員の業務への気づき・変革を促す装置として認識されていること。</p>	<p>①国内調査 利用者へ質の高いサービスを提供すべく十分に機能していないこと。施設職員の約8割・評価の調査員の約6割が評価基準を十分理解していない。改善に至るまでの過程を第三者評価事業の役割と捉える必要がある。</p>
				<p>①国内調査「A県社会的養護関係施設の第三者評価事業の実態調査」</p> <p>②国外調査「日本とイギリスの社会的養護施設における評価事業の比較」</p>	<p>②国外調査 オフステッドとの間にパートナーシップが存在していること、オフステッドが評価機関としての機能に留まらず事業所の質を高めるために一定の役割を果たしていること。</p>	<p>②国外調査 日本の第三者評価事業は、改善を福祉現場の主体性に任せていること。今後の課題は、ソーシャルワーク実践を支える機能を日本の第三者評価事業に織り込むことができるか、労働環境の検証も含めた改善に至る過程を第三者事業の役割と捉える必要性を実証すること。</p>
稲垣 貴彦・谷口 真由美	2019	イングランドにおける社会的養護の現状とサービス評価の関わり方の調査—サービス評価の果たす役割についての日英の比較—	社会的養護にかかわる団体、学校	<p>オフステッドがどのように機能し、サービスの質が保たれているかを、評価される側である現場（調査対象3箇所）から聞き取り調査を実施</p>	<p>オフステッドは評価機関としての機能に留まらず、様々な社会福祉の経験者、識者を巻き込み、事業をサポートする機能も併せて持っていること。</p>	<p>日本と同様に、評価者の考え方で評価が違って来るなどの課題が見られたこと。</p>

## 2. 社会的養育にかかわる評価制度一覧

日本の社会的養育にかかわる評価制度を 2020 年 12 月時点の法令に基づき、一覧表として整理した。

なお、表内の「-」は該当するものがない、または、入手できなかった項目である。

# 社会的養育にかかわる評価制度比較表【法令】

12月15日

		児童養護施設・乳児院 (社会的養護関係施設)	民間あっせん機関	児童相談所	一時保護(所)
法令上の位置付け					
法律	根拠法	社会福祉法	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	児童福祉法	児童福祉法
	評価の規定	<b>努力義務</b> (自己評価の実施を努力義務として規定、第三者評価の実施は任意)	<b>義務</b> (自己評価及び第三者評価の実施と公表を義務付け、評価結果に基づく改善を努力義務として規定)	<b>努力義務</b> (評価の実施を努力義務として規定)	特段の規定なく任意 (一時保護は児相業務の一部)
	記載事項	(福祉サービスの質の向上のための措置等) 第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。 2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。	(業務の質の評価等) 第二十一条 民間あっせん機関は、その行う養子縁組のあっせんに係る業務の質について、自ら評価を行うとともに、厚生労働省令で定めるところにより、評価機関(養子縁組のあっせんに係る業務についての評価を行う機関として厚生労働省令で定める者をいう。)による評価を受け、それらの結果を公表しなければならない。 2 民間あっせん機関は、前項の評価の結果に基づき、養子縁組のあっせんに係る業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	(児童相談所の設置及び業務) 児童福祉法第十二条第6項関係 都道府県知事は、第二項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。 児童福祉法第十二条第7項 国は、前項の措置を援助するために、児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。	—
	評価の施行時期等	(社会的養護関連施設) 平成24(2012)年度より	平成31(2019)年4月1日より	令和2(2020)年4月1日より	—
省令・施行規則	省令	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則	—	—
	評価の規定	<b>義務</b> (自己評価及び第三者評価の実施と公表を義務付け)	<b>義務</b> (自己評価及び第三者評価の実施と公表を義務付け)	—	—
	記載事項要約	乳児院/児童養護施設は、自らの業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない	民間あっせん機関は、三年に一回以上、評価機関による評価を受けなければならない。民間あっせん機関は、自ら評価を行い、又は評価機関による評価を受けたときは、速やかに、インターネットを利用する方法その他の適切な方法により、それらの結果を公表しなければならない。	—	—
備考	ファミリーホーム及び自立援助ホームは、省令により、受審等を努力義務として規定。		引用元の記載がない限り、以降すべて「児童相談所における第三者評価ガイドライン(案)」より	引用元の記載がない限り、以降すべて「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き」より	

## 社会的養育にかかわる評価制度比較表【評価方法等】

		児童養護施設・乳児院 (社会的養護関係施設)	民間あっせん機関	児童相談所	一時保護(所)
評価目的・方法・内容					
評価目的		子どもの最善の利益の実現のために施設運営の質の向上を図ることを目的とする。 社会的養護関係施設は、子どもが施設を選ぶ仕組みではない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定があるほか、被虐待児が増加していること等により、施設運営の質の向上が必要。	自己評価及び第三者評価は、個々の民間あっせん機関が事業運営における問題点を把握し、質の向上を図ることを目的とする。 また、第三者評価を受けることを通じて、今後の取組課題を把握するとともに、事業の透明性を図る観点から自らが適切な取組を行っている旨を対外的に説明できるようになることも重要である。	児童相談所の役割や機能が果たしているか、果たせていないとするならば、どういった課題があり、どのような取り組みが必要かを確認することが第三者評価を行う目的である。 「子どもの権利擁護機関としての児童相談所が機能しているかを確認」するために行う。	「良いところ」や「改善すべきところ」を確認し、一時保護における質の確保・向上を図ることを目的とする。 「子どもの安全確保のみならず、子どもの権利擁護を図るための仕組み」の1つ。
評価基準	内容	【社会的養護施設第三者評価基準】 〈共通評価基準〉45項目 Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織 Ⅱ 施設の運営管理 Ⅲ 適切な養育・支援の実施  〈内容評価基準(施設ごと)〉児童養護施設25項目、乳児院23項目 A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援 A-2 養育・支援の質の確保	【民間あっせん機関の第三者評価にかかるガイドライン】 第Ⅰ部 養子縁組のあっせん・相談支援の基本方針と組織(6項目) 第Ⅱ部 民間あっせん機関の運営管理(10項目) 第Ⅲ部 適切な養子縁組のあっせん・相談支援の実施(28項目)	【児童相談所における第三者評価ガイドライン(案)】 ※来年度以降、周知を予定 第Ⅰ部 児童相談所の組織(8項目) 第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先(4項目) 第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理(20項目) 第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援(14項目) 第Ⅴ部 社会的養育の推進(5項目) 第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援(5項目) 第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携(9項目)	【一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(案)】 第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援(14項目) 第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備(15項目) 第Ⅲ部 一時保護所の運営(25項目) 第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント(6項目) 第Ⅴ部 一時保護の開始及び解除手続き(4項目)
	項目数	児童養護施設70項目、乳児院68項目	44項目	65項目	64項目
評価基準の見直し		第三者評価基準は、概ね3年毎に見直し (全国社会福祉協議会の「福祉サービスの質の向上推進委員会」で検討)	平成31(2019)年4月1日より	特段の定めなし	特段の定めなし
評価のつけ方	段階	3段階 (a、b、c)	3段階 (a、b、c)	4段階 (S、A、B、C)	4段階 (s、a、b、c)
	評価ランク	a: 施設運営指針に掲げられている目指すべき状態	a: 評価項目の事項が適切に実施されている。→ 事業における取組が十分な水準である状態	S: 優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態	s: 優れた取組が実施されている 他一時保護所が、参考にできるような取組が行われている状態
		b: これに至らない、多くの施設で考えられる状態 (bの項目は、更にaに向けて努力していくことが重要)	b: 評価項目の事項は実施されているが、十分ではない。→ 「a」に向けた改善の余地がある状態	A: 適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態	a: 適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
		c: これ以上に課題が大きい状態 (cの項目がある場合は、これを改善していく活動が必要)	c: 評価項目の事項が実施されていない、または確認できない。→ 「b」以上の取組みとなることを期待する状態	B: やや適切さにかける 「A」に向けた取組みの余地がある状態	b: やや適切さにかける 「a」に向けた取組みの余地がある状態
	—	—	C: 適切ではない、または実施されていない 「B」以上の取組みとなることを期待する状態	c: 適切ではない、または実施されていない 「b」以上の取組みとなることを期待する状態	

		児童養護施設・乳児院 (社会的養護関係施設)	民間あっせん機関	児童相談所	一時保護(所)
自己評価	実施規定	義務	義務	—	義務ではない（「一時保護の第三者評価に関する研究報告書」より）
	頻度	毎年度	毎年（原則として毎事業年度終了後3月以内）	—	年1回（「一時保護の第三者評価に関する研究報告書」より）
	評価基準	第三者評価基準に基づき行う	第三者評価基準を活用	第三者評価基準(案)の活用も可能	第三者評価基準(案)に基づいて評価することも想定
	公表	義務	義務	—	—
	公表内容	「第三者評価結果」の様式を用いることが考えられる	少なくとも民間あっせん機関名、評価対象期間、評価項目ごとの評価ランク及びその評価の根拠	—	—
	公表方法	特段定めがなく各施設での判断 (ホームページ上に掲載する方法、施設内で自由に閲覧できるところに置いておく方法や閲覧の請求があった場合、すぐに開示できるようにしておく方法等)	民間あっせん機関がインターネットを利用する方法その他の適切な方法により公表	—	—
第三者評価	実施規定	義務	義務	努力義務	義務ではない
	事前連絡	あり	あり	—	—
	受審費用	30万円8千円を上限に措置費算定	自己負担（自治体により30万円程度の補助あり）	—	30万円8千円を上限に措置費算定
	評価機関の選定者	施設	民間あっせん機関	—	—
	頻度	3か年度に1回以上	3年に1回以上	3年に1回のサイクルでの定期的な実施が望ましい	3年に1回程度（「一時保護の第三者評価に関する研究報告書」より）
	体制	・2名以上の評価調査者が一貫して実施。 ・うち1人は必ず全社協の研修修了者。	・2名以上の評価調査者が一貫して担当。 ・いずれの評価調査者も、養子縁組責任者研修（規則で規定する研修）を受講し、修了していることが望ましいが、少なくとも1名はこれを受講し修了していること。	—	第三者評価をより効果的に活用するためには、以下の者を含めた評価体制が必要 ○一時保護を理解している者 一時保護所でのケアや運営経験のある者、あるいは、児童福祉司や児童心理司、保健師、医師として関与した経験のある者 ○権利擁護の専門家 弁護士、または権利擁護の研究者 ○サービス利用経験者 保護された経験のある者など、ケアを受ける当事者としての視点からの評価が可能な者 ○第三者評価の経験者 社会的養護施設等を含む、第三者評価の経験を有する者 また、評価機関の質の確保を目的として評価機関を評価する仕組みの導入も1つの方法として考えられる。 （「一時保護の第三者評価に関する研究報告書」より）
	評価基準	全国共通。ただし、都道府県推進組織は独自に策定可能。	全国共通。厚生労働省子ども家庭局長が定める。	児童相談所における第三者評価ガイドライン(案)	一時保護の第三者評価基準(案)
	実施方法	書面及び訪問調査（施設見学/施設長、職員インタビュー/書類等確認等で1.5日）	書面及び訪問調査（職員への聴き取りや文書を確認等1～1.5日）	書面及び訪問調査（事前資料の提出/ヒアリング調査/フィードバックで2日程度）	書面及び訪問調査（施設見学/聴き取り/文書を確認等1.5日程度）



		児童養護施設・乳児院 (社会的養護関係施設)	民間あっせん機関	児童相談所	一時保護(所)
	公表	義務	義務	—	原則として公表(ただし、匿名性等を考慮し結果の一部公表しないことも可能)
	公表機関・方法	<b>全国推進組織が結果を公表(インターネットで検索可能)</b> 第三者評価機関が結果を全国推進組織及び都道府県推進組織に提出。都道府県推進組織でも重ねて公表可能。 <u>※事業所の同意を得て「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づいて公表。当該ガイドラインを逸脱した上で所要の修正が可能。</u>	<b>民間あっせん機関がインターネットその他の方法により公表</b> ※行政監査とは位置付けが異なるが、 <u>法に抵触する可能性のある事項については評価者から速やかに厚生労働省に報告。</u> 報告内容に基づき、厚生労働省と管轄自治体にて事実確認等の必要な対応を行う。	—	<b>特段の規定なし</b> ※都道府県等は、一時保護所が第三者評価を受審した後、速やかに厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課まで報告を行う (H29.4.48「第13回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」参考資料2「第三者評価に関する資料」)
	公表内容	<b>原則として全国共通の公表様式</b> 第三者評価機関名、評価調査者研修修了番号、施設の情報、理念・基本方針、施設の特徴的な取組、第三者評価の受審状況、総評、第三者評価結果に対する施設のコメント、第三者評価結果(すべての評価細目ごとの3段階評価、第三者評価機関の判定理由等のコメント)を記述。 独自の第三者評価基準のある都道府県推進組織においては、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づいて公表様式を定めることが可能	<b>全国共通の公表様式</b> 民間あっせん機関名、第三者評価実施機関名、評価実施期間、総評及び評価項目ごとの評価ランク(評価者からのフィードバックの内容や評価を受けた改善内容など)こまを公表するかについては、各民間あっせん機関の判断)	少なくとも「自治体」「児童相談所」「職員」の視点で、現状と取り組むべき課題をとりまとめた総括の公表は必要であると考えられる	—
利用者調査	実施規定	<b>(第三者評価と併せて) 必ず実施</b>	<b>特段の規定なし</b>	ヒアリングの中で「措置中や措置解除後の子どもへのインタビュー調査も実施」	特段の規定なし(ただし、「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き」では子どもへのアンケート例を提示)
	対象	児童養護施設：小学生4年生以上の入所児童の全数(無理のない範囲で実施) 乳児院：入所児童の保護者の全数(無理のない範囲で実施)	—	措置中や措置解除後の子ども	—
	頻度	3か年度に1回以上	—	—	—
	調査方法	利用者調査様式例を用いた無記名アンケート	—	インタビュー調査	—

	児童養護施設・乳児院 (社会的養護関係施設)	民間あっせん機関	児童相談所	一時保護(所)
第三者評価機関				
評価者	<p><b>全国推進組織が認証した「社会的養護関係施設第三者評価機関」</b></p> <p>都道府県推進組織が認証した評価機関も当該都道府県内で評価を行うことができる。</p>	<p><b>厚生労働大臣が指定する「民間あっせん機関第三者評価機関」</b></p>	<p>(児童相談所における第三者評価 ガイドライン(案))</p> <p>現時点で考えられる方法</p> <p><input type="checkbox"/> 児童福祉審議会の委員による評価</p> <p><input type="checkbox"/> 他都道府県の児童相談所の所長などによる相互評価</p> <p><input type="checkbox"/> 社会福祉協議会を事務局とし、有識者を含めた体制での評価</p>	<p>第三者評価体制を参照</p>
箇所数	<b>118</b> 箇所 (令和2年11月10日時点)	<b>10</b> 箇所 (令和2年6月12日時点)	—	—
指定基準または認証要件	<p>(認証要件)</p> <p>①全国推進組織が実施する直近の社会的養護関係施設評価調査者養成研修又は継続研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していること。</p> <p>②①以外の第三者評価機関にあつては、「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に掲げる要件を満たすとともに、①の要件を満たしていること。</p> <p>都道府県推進組織は、当該都道府県内において有効な社会的養護関係施設第三者評価機関の認証を行うことができる。</p>	<p>(指定基準)</p> <p>1 法人格を有すること。</p> <p>2 当該評価機関又はその役員が養子縁組あっせん事業を行う者でないこと。</p> <p>3 役員のうち法第8条第2号から第7号までのいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>4 個人情報を適切に管理し、関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。</p> <p>5 養子縁組のあっせんに係る業務についての評価を適切に行う能力を有すること。具体的には、社会的養護関係施設の第三者評価を行う機関の認証を受けている者と同等の能力を有すること。</p>	—	—
備考	<p>評価調査者は、指導監督する役割でないことを明記。</p> <p>「行政監査の場合とは違い、最低基準が遵守されているかを確かめ指導監督する役割ではありません。また、施設の悪い部分を見つけてペナルティを課すといった役割でもありません。評価調査者は、評価に関する専門的な研修を受け、評価機関に属する第三者の立場で、社会的養護の質の向上に寄与し、全国の施設で展開される社会的養護の質を向上させることを目標にしています。」</p>	<p>・民間あっせん機関は、養子縁組あっせん法により、都道府県知事による許可が必要(有効期間3年)。</p> <p>・都道府県知事は、民間あっせん機関が同法に違反した場合、「改善命令」(法第15条)が可能であり、同法または命令の規定に違反した場合は、許可取消し・事業の全部又は一部停止を命ずる(法第16条)ことができる。</p> <p>・また、改善命令に違反したものは「6月以下の懲役又は30万円以下の罰金」(法第45条)、事業の停止の命令に違反したものは、「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」(法第44条)に処せられる。</p>	<p>令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において「児童相談所の第三者評価ガイドライン」を作成しており、来年度以降速やかに周知を行う予定。</p> <p>令和2年度は複数の児童相談所の現場でモデル実施を行い、評価項目(案)を精査。</p>	

## 第4章 調査研究の総括

### 1. 現状の課題認識

- ・ 児童福祉法では、国及び地方公共団体の責務として、「児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」（児童福祉法第2条3項）ことを規定している。特に、里親制度や児童養護施設については、子ども及び保護者がサービスを選ぶ仕組みではない措置制度等であり、子どもが健やかに育つことができる環境を提供できているかを適切に評価することが必要である。
- ・ また、「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」では、都道府県(児童相談所)は、「民間フォスタリング機関による業務の実施状況をモニタリングし、評価することが必要」とされ、「第三者の立場で評価を行うことができる学識経験者を含めた組織体を構成」することが望ましいとされている。
- ・ しかしながら、現状は民間フォスタリング機関を含むフォスタリング業務の評価の指針や仕組みがなく、評価を実施するか否かも都道府県に委ねられている。加えて、都道府県が児童福祉施設等に対して行う指導監査の対象にもなっていない。
- ・ フォスタリング機関の成果目標とされている「委託可能な里親を開拓し、育成すること」、「里親との信頼関係を構築し、相談しやすく、協働できる環境を作ること」及び「子どもにとって必要な安定した里親養育を継続できる(不調を防ぐ)こと」を関係者間で共有し、そのプロセス・進捗状況を振り返り、質の改善につなげることが重要である。
- ・ 社会的養護関係施設に対する第三者評価制度に関しては、改善点を明らかにして具体的な目標設定をすることが可能になったこと、課題の共有化が促進されるようになったことが成果である一方、評価者の専門性の担保・評価機関の質も課題とされてきた(波田埜, 2012)。
- ・ また、ある自治体で評価機関と受審施設の協働のあり方を検証した研究では、利用者へ質の高いサービスを提供すべく十分に機能していないこと、改善に至るまでの過程を第三者評価事業の役割と捉えるべきことも指摘されている(谷口, 2018)。
- ・ こうした背景を踏まえれば、フォスタリング業務において、里親・子どもへの質の高いサービスを提供することが可能となる評価のあり方を検討することが急務である。

(参考1) 国連子どもの代替養育に関するガイドライン

D. 監査とモニタリング (Inspection and monitoring)

128. 代替養育の提供に携わる機関、施設、専門家は、特定の公的な当局に対し説明責任を持たねばならない。その当局は、特に、職員と子どもとの話し合いや両者の観察を含む、前もって予定をした訪問と予定を決めない訪問の両方からなる頻繁な監査を確実に行わなければならない。
129. 可能かつ適切な範囲で、監査の役割に、養育提供者の訓練や能力形成の要素を含めねばならない。
130. 国家は、独立したモニタリングの仕組みが機能し、「人権の促進及び保護に関与する国家機関の地位に関する原則」(パリ原則)にしかるべき配慮をするように確保せねばならない。そのモニタリングの仕組みは、子ども、実親、実親の養育を受けていない子どもに責任を持つ者にとって、容易に利用できるものでなければならない。モニタリングの仕組みが持つ機能は以下を含まねばならない:
- (a) どんな形態であれ代替養育を受けている子どもとプライバシーが保たれた状態で話し合うこと。子どもが暮らしている養育環境を訪問すること。そして、苦情に基づくにせよ、監査時に気づいたにせよ、そうした環境において、子どもの権利が侵されていると疑われる状況についての調査を行うこと。
  - (b) 実親の養育を奪われた子どもの処遇(扱い)を改善することを目的として、適切な当局に関連する政策を提言すること、そしてその改善を、子どもの保護、健康、発達、養育についての広く認められた研究成果に沿ったものとする。
  - (c) 法案に関する提案や観察結果を提出すること
  - (d) 子どもの権利条約に基づく報告の作成、特に、このガイドラインの実施について子どもの権利委員会に提出される定期的な加盟国の報告の作成に、独立的に役割を果たすこと。

(引用元：子どもの村福岡, 2011)

(参考2) フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン

II. フォスタリング業務とその重要性

① フォスタリング業務の目的

○ フォスタリング業務の目的は、

- ・ より多くの里親を開拓し、里親との確かな信頼関係を基盤に、里親の持つ養育能力を十分に引き出し、伸ばすことで、質の高い里親養育を実現し、維持すること
- ・ さらに、里親と子どもが、地域社会の偏見や理解不足のために孤立することのないよう、関係機関による支援のネットワークを形成し、地域社会の理解を促進することで、  
子どもの最善の利益の追求と実現を図ることにある。

○ この目的の実現のため、「委託可能な里親を開拓し、育成すること」、「里親との信頼関係を構築し、相談しやすく、協働できる環境を作ること」及び「子どもにとって必要な安定した里親養育を継続できる(不調を防ぐ)こと」をフォスタリング業務の成果目標とし、関係者間で共有する。

## II. フォスタリング業務とその重要性

### ③ フォスタリング業務の都道府県知事からの委託

○ 都道府県(児童相談所)は、II①に掲げるフォスタリング業務の成果目標を踏まえつつ、民間フォスタリング機関による業務の実施状況をモニタリングし、評価するとともに、必要に応じ、適切な指導を行うことが必要である。また、苦情を受け付ける窓口を明確にしておくことが必要である。

○ フォスタリング業務の評価に当たっては、児童相談所、民間フォスタリング機関、里親の各関係当事者に加え、より多角的な評価を行う観点から、例えば里親委託等推進委員会を活用するなど、第三者の立場で評価を行うことができる学識経験者を含めた組織体を構成して行うことが望ましい。

(引用元：厚生労働省子発 0706 第 2 号平成 30 年 7 月 6 日付局長通知)

## 2. 日本の評価制度と英国ソーシャルケア共通監査枠組の主な特徴

### (1) 法令上の位置付け

日本では社会的養育に関する機関の根拠法がそれぞれ異なることから、各法令ごとに評価の位置づけを規定している。民間あっせん機関のみ法律で、第三者評価及び自己評価の実施と公表を義務付けられている。児童養護施設・乳児院（社会的養護関係施設）は、省令により第三者評価及び自己評価の実施と公表を義務付けられている。児童相談所の評価は法律上、努力義務であり、一時保護所の評価は任意となっている。

〈ソーシャルケア共通監査枠組の概要〉

- ・ 2000年ケア基準法において、独立した養育機関を登録・監査し、必要に応じて同法と関連規則の順守を強制するオフステッドの権限を規定している（6.法的な背景）。

以降、点線内はソーシャルケア共通監査枠組を元に作成。

### (2) 評価目的・評価基準等

評価目的は、施設・事業運営における課題を把握し、質の向上を図ることとされている。評価基準は、基本方針と組織、運営管理、子ども・家族への支援など概ね運営指針等に即した構成である。児童養護施設・乳児院（社会的養護関係施設）と民間あっせん機関の第三者評価基準は原則的に全国共通。見直しの規定については、児童養護施設・乳児院（社会的養護関係施設）のみであり、3年ごとに全国社会福祉協議会が検討している。

- ・ ソーシャルケアの監査は子どもたちの経験と進歩に焦点を当てるべきだということで、主なソーシャルケアの利害関係者との間で一般的なコンセンサスに達した（2.監査の原則）。
- ・ 事業者が子どもたちの生活にどのような違いをもたらしているかを判断基準にしている（2.監査の原則）。
- ・ 専門家や一般の人が類似のサービス提供機関を比較できることが重要である（2.監査の原則）。
- ・ 大人たちは、そのために必要な時間、資源、情報が与えられて初めて、子どもたちを十分に支援することができるので、子どもの世話をする大人が受ける支援の質も考慮に入れていく（2.監査の原則）。
- ・ 可能な限り、子どもたちがどこに住んでいるか、支援を受けているかに関わらず、同じ判断構造と同じ評価基準を使用する。私たちの監査方法や公表されている指針が異なるのは、正当な理由がある場合のみである（2.監査の原則）。
- ・ 監査官は方針や手続きを見る時間を減らし、子どもたちへのサービスの影響を見る時間を増やす（3.監査の焦点）。
- ・ SCCIF は、主にケース追跡とサンプリングを通じて、子どもや若者の経験と進歩に対するケアや支援の影響を評価することに一貫して明確な焦点を置いている（3.監査の焦点）。
- ・ （評価基準は、）「子どもと若者の全体的な経験と進歩」「子どもと若者の支援

と保護がどの程度充実しているか」「リーダーやマネージャーの効果」(5.評価基準)。

### (3) 評価の判定

評価の判定は、3段階(児童養護施設・乳児院、民間あっせん機関：A, B, C)と4段階(児童相談所、一時保護所：S, A, B, C)に分かれる。

- ・ SCCIFのすべての監査は、4段階評価(優れている、良い、良いものにするためには改善が必要、不十分)(4.1判定の仕組み)。
- ・ (判定の)判断はチェックリストに基づくものではない。これは、子どもや若者の経験と進歩に対するケアと支援の有効性と影響についての専門的な評価である。(4.2監査官の評価基準の使い方)

### (4) 評価の実施頻度と進め方

評価の実施頻度は、自己評価は毎年、第三者評価は3年に1回程度。評価の受審機関が評価機関を選び契約し、事前の調整を行った上で、事前の書面資料と訪問調査に評価を実施する。評価実施にかかる日数は1.5～2日程度である。

- ・ 3年間のサイクル中に少なくとも1回監査する義務がある。不備があった機関、改善が必要だと判断された機関は再監査される(9.1監査の頻度)。
- ・ 監査のための最低限の通知を行うことで、日常的な状況を確認することができるようにし、事業者の監査の準備に費やす時間を短縮できるようにする(2.監査の原則)。
- ・ 監査の通知は、2営業日前、通常木曜日にEメールで通知書を送り、次の月曜午前中に行うことを連絡する。通知の翌朝、タイムテーブルを含む監査計画を話し合うために電話でフォローアップする(8.1監査の通知)。
- ・ 監査時の資料は、監査官が出席できる会議の詳細、ケアを受けている人の情報、フォスタリングパネルの議事録を要求する(8.2監査時の資料請求)。
- ・ 通常、監査官1名が1週間の営業時間内に最大5日間、現場に滞在する(9.3監査の期間)。
- ・ 監査が延期されるのは、子どもなどを危険にさらす可能性がある場合等で、通常延期されることはない(9.4延期)。
- ・ ケースの追跡とサンプリングから得られた証拠に基づいて、子どもたちの経験と進歩を評価する。子どもが経験した支援、ケア、保護の質を徹底的に調べる。少なくとも4人の子どもの経験と進歩を追跡する(12.2ケース追跡とサンプリング)

### (5) 利用者調査(アンケート)

利用者調査は、児童養護施設・乳児院(社会的養護関係施設)では、第三者評価と併せて必ず実施することとなっている。児童養護施設は小4以上の入所児童全数、乳

児院は入所児童の保護者全数を対象に無記名アンケートを行う。児童相談所は、ヒアリングの中で、子どもへのインタビュー調査を実施することになっている。

- ・ オフステッドは、毎年アンケートのリンクを各教育機関に電子メールで送り、そのリンクの配布を代行するように依頼し、回答は直接オフステッドに提出される。回答は監査担当者と共有され、監査計画に利用される（11.2 アンケート）。
- ・ 監査官は、監査中は常に子どもたちと会うようにする。監査官は可能な限り子どもたちを監査活動に参加させるべきであり、ミーティングや里親家庭への電話で子どもたちと話す。子どもたちがいる活動や状況を観察することもある（12.3 子どもや若者と対話し、彼らの声に耳を傾ける）。
- ・ 監査官は、監査中に里親のグループと会う機会があるかもしれない。グループでの実施が不可能な場合は、電話で数人の里親と話す。内容は、機関から受ける支援の質、研修・スーパービジョンの質、機関のマッチングへの貢献度、苦情や懸念を表明するのが容易か、子どものニーズ充足のために必要な付加的支援等である（12.7 里親と対話したり話を聞いたりする）

## (6) 評価機関の質

第三者評価機関は、児童養護施設・乳児院（社会的養護関係施設）の評価機関は、一定の研修を受けた機関で、全国推進組織が認証（118 箇所）する。民間あっせん機関の評価機関は、一定の研修を受けた機関で、厚生労働大臣が指定する（10 箇所）。

1

- ・ 監査官は、報告書の品質に責任を持つ。監査中の口頭フィードバックで示された仮判定からの判定変更の提案は、オフステッド内の適切な管理者によって議論される（15.3 品質保証）。

## (7) 公表方法

評価結果の公表方法は、児童養護施設・乳児院（社会的養護関係施設）の第三者評価結果は、全国推進組織である全国社会福祉協議会が結果をインターネット上に公表する。児童養護施設・乳児院（社会的養護関係施設）の自己評価と、民間あっせん機関の第三者評価及び自己評価の公表方法は団体による。児童相談所は、少なくとも現状と取り組むべき課題を取りまとめた総括の公表は必要であるとされている。

- ・ 監査の最終報告書は、監査終了後最大 28 営業日以内にオフステッドのレポートサイトで公開される（10.時間的な枠組）。
- ・ 報告書は通常 10～12 ページの長さで、内容は、判定、監査から得られた知見、改善点・勧告等である（15.監査報告書）。

<sup>1</sup> 箇所数はいずれも 2020 年 12 月時点。



- ・ 監査官は、監査のたびに、子どもに優しいレポートを作成する。子ども向けのレポートは短くても良いし、絵を入れて、シンプルで具体的な文章にしても良い。必要に応じて英語を母語としない子どものために翻訳することが期待される（15.2 子どもに優しいレポート）

## (8) 評価制度の位置付け

日本の第三者評価制度は、最低基準を満たした上で、事業者自らがさらなる質の向上や利用者への情報提供のために、自ら受審費を支払って受ける制度とされてきた。そのため、評価結果に伴う改善は、各機関の努力に委ねられている。

- ・ 「不十分」という判断がされた場合は、通常不備があると判断された機関の全数監査を6～12ヶ月以内に実施する（14.不十分という判断：次のステップ）
- ・ 監査員は、監査結果を伝えるため、さまざまな専門家と協議する。コンサルテーションを実施する専門家には、ソーシャルワーカー、学校職員、アドボケーター等が含まれる（12.5 他の専門家の意見収集）。
- ・ 監査の終了日に、監査官は主な所見と暫定的な判断について口頭でフィードバックを行う。フィードバックの際に留意することは、長所と短所の両方を含め、監査の主な所見を説明する、どのように判断したかを明確にする、改善のための明確な方向性を示す、可能性のある勧告を示す等である（12.12 監査終了時のフィードバック）。
- ・ 監査官は規制への違反があった場合は、要求事項を課す。規則違反を是正するために何をすべきか、またその期日を明確にする（13.1 要求事項）。

### 3. フォスタリング機関の評価のあり方に向けた提言

#### (1) 評価の必要性及びその意義

- ・ 国及び地方公共団体はその責務として、「児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」（児童福祉法第 2 条 3 項）こととされている。里親制度は、通常の福祉サービスとは異なり、子ども及び保護者がサービスを選ぶ仕組みではない措置制度であることから、地方公共団体は適切な評価を実施することを通じて、その責務を果たし、常に質の向上を図る必要がある。
- ・ また、「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」では、都道府県（児童相談所）は、「民間フォスタリング機関による業務の実施状況をモニタリングし、評価することが必要」とされており、子どもの権利を守り、そのニーズに応じた安定した里親養育を提供することが求められている。
- ・ しかしながら、現状は民間フォスタリング機関を含むフォスタリング業務の評価の指針や仕組みがなく、評価を実施するか否かも都道府県に委ねられている。加えて、都道府県が児童福祉施設等に対して行う指導監査の対象にもなっていないことから、子どもの権利擁護と、支援の質を改善していくためには、フォスタリング機関の評価のあり方の検討が急務である。

#### (2) 評価の対象

- ・ 民間フォスタリング機関を活用するかどうかは、自治体ごとの状況にもよるため、子ども及び里親への支援の拡充の観点から、民間フォスタリング機関の業務だけでなく、児童相談所におけるフォスタリング業務も対象に含めるべきである。民間機関の活用は、フォスタリング業務の評価基準を満たすための手段のひとつとして検討されることが望ましい。

#### (3) 評価の活用

- ・ 今後、多くの民間機関の活用を前提に、社会的養育体制の構築を考えるのであれば、評価によって、子どもや里親へのサービスやケアの水準が十分なレベルにあるかどうかを確認し、改善のために評価結果を活用していくことが期待される。
- ・ サービスやケアの水準が著しく低く、子どもの権利が侵害されていることが明らかとなった場合は、必要に応じて業務改善の指示や停止ができるような仕組みも必要である。
- ・ また、フォスタリング業務の充実は、今後さらに増加することが見込まれる家庭養育において一層必要とされることから、単年度の補助金ではなく、支援の拡充や専門性の向上が可能となる義務的経費への変更も検討が望まれる。その際に、評価を通じて、業務の質を担保し、子どものニーズに合わせたサービスを提供す

るために必要な運営資金の加算を行うことも考えられる。

#### (4) 評価の視点

- ・ 評価にあたっては、まず、サービスやケアを受ける子ども及び里親の視点をいかに評価に含めて行くかが重要である。措置制度のもとで代替養育を受ける子どもの意見表明や直接の声を丁寧に聴き取り、それをできる限り反映して改善を図っていくことが必要である。
- ・ どのようなポイントを踏まえれば、里親委託や委託後の支援をよりよく行えるかについて有用な示唆となるような評価が実施されることが望まれる。
- ・ なお、実親の声や実親からの意見は、重要な視点であるものの、現時点では親子関係再構築に向けた支援計画を策定する役割は児童相談所が担っていることが多いため、児童相談所のソーシャルワークの中で活かしていくことが考えられる。

#### (5) 評価方法

- ・ 評価を実施する上で、重点を置くべきことは、フォスタリング機関の方針や手続きよりも、子ども及び里親が受ける日常的なサービスやケアの水準を見ることである。そのために、評価のための事前準備は必要最低限に絞り、現場での観察や会議への参加に加えて、子ども・里親・関係者の声をそれぞれ個別に聴き取ることにより十分な時間を割くことができるよう時間の使い方を工夫する。
- ・ フォスタリング業務の指標は、里親委託率や里親登録数の増加だけでなく、養育の安定性や継続性といった養育の質を測ることができるものも必要である。子ども自身が「どれくらい自分の意見が聞き入れられているか」「どれくらい自分の支援計画を理解しているのか」といった子ども視点での指標も取り入れるべきであろう。
- ・ また、実際の個別ケースを見る場合は、子ども及び里親が受けた支援の経験やケースの追跡調査を通じて、その後の変化にも着目すべきである。
- ・ 評価を行う際は、支援体制等の急激な変化は不調などのリスクを伴う可能性があることを踏まえ、数ヶ月や各年での短期的な変化だけでなく、長期的な変化を追う意識が求められる。
- ・ 評価指標や評価方法は、常により適切な評価へとアップデートしていくことができるよう、定期的な見直しが行われる仕組みも併せて検討されるべきである。

#### (6) 公表方法

- ・ 評価報告書は、支援を受ける子ども及び里親にとって分かりやすいレポートとして公開されることが望ましい。

## (7) 評価機関及び人材育成

- ・ 評価機関は、受審機関の長所・短所を適切に把握し、よりよい実践をしていくための方策を受審機関とともに考える姿勢が重要である。子どもと里親への支援の質を改善するための方向性やその具体的な道筋を明確にすることは、受審機関にとっても、評価を受ける意義を実感することにつながる。
- ・ そのためには、評価を行う人材が評価に関する知識だけでなく、児童福祉に関する専門性や経験を有することが不可欠であり、その育成は有用な評価を行うための基部となる。
- ・ 将来的には、子どもの住んでいる地域や支援を受ける機関にかかわらず子どもの権利を確実に守り、その意思を尊重することができるよう、社会的養育における評価機関の一元化やその独立性についても検討されるべきである。
- ・ その際、行政による指導監査と、最低限の基準を満たした上で行われる第三者評価のすみ分けについても議論されることが望まれる。法令に明らかに違反している場合だけでなく、子どもの福祉の観点から重大な懸念がある場合や不適切なケアが行われている恐れがある場合も、子どもへの影響を十分考慮した上で、どのように是正すべきかを検討する必要がある。
- ・ 受審機関の自主性・自立性を尊重することは、評価とその活用のあり方の基本として重要である。しかしながら、問題の内容や程度によっては、実際に適切な対処が行われたかを確認できるようにすることや、それが行われない場合は必要な対応を課すことができる権限のあり方も検討すべきである。

## (8) 今後検討が望まれる事項

- ・ 現在の社会的養育全体の評価制度は、子どもの権利擁護や支援機関の業務の質の向上を図るために実施することが求められている一方で、それが準拠する法令によって評価の位置づけやその活用のあり方にばらつきがある。現行の制度が子どもの権利擁護と支援機関の質の向上に寄与するために、十分な仕組みとなっているか等、子どもの最善の利益を保障する観点から評価制度の検討が継続的に行われることが必要である。
- ・ 評価の実施にあたっては、行われた評価によって個々の組織の業務が改善につながったかが重要である。さらに、制度自体に課題がある場合は、その仕組みの改善に向けた提言を行うといった政策の見直し過程での活用も求められる。
- ・ 社会的養育に関する活動は、そのプロセスや成果のよし悪しを判断することができる変化が短期間で量的に見えるものばかりではない。そのため、専門的な経験と知見が重要であることから、人材育成を段階的に強化していくことが望まれる。

## 第5章 参考文献

稲垣 貴彦、谷口 真由美 (2019) 「イングランドにおける社会的養護の現状とサービス評価の関わり方の調査 : サービス評価の果たす役割についての日英の比較」『中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要』(20)、pp.65-74

大嶋 恭二 (2005) 「児童養護施設における第三者評価事業の意味と期待される効果」『児童養護』35(4)、pp.4~31

谷口 真由美研究代表者 (2018) 科学研究費助成事業「第三者評価事業が社会福祉施設に根づくシステムの構築」2015~2017年度

土田 秀行 (2020) 「実践報告 児童養護施設における第三者評価事業の実際」『児童養護』35(4)、pp.26~28

波田 埜 英治 (2012) 「社会的養護施設における施設運営指針と第三者評価事業の成果について」『聖和論集』(40)、pp.57-61

三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2019) 「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(案)平成31年3月」

三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2020) 「児童相談所における第三者評価ガイドライン(案)令和2年3月」

Ofsted (2019) Social care common inspection framework (SCCIF): independent fostering agencies (Published: 8 November 2019)

[https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5c9cb3c1e5274a527c259bcc/SCCIF\\_independent\\_fostering\\_agencies.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5c9cb3c1e5274a527c259bcc/SCCIF_independent_fostering_agencies.pdf) (2021年4月14日参照)

Ofsted (2018) Barnsley: Inspection of children's social care services (Inspection dates: 8 October 2018 to 19 October 2018)

<https://files.ofsted.gov.uk/v1/file/50038886> (2021年4月14日参照)

Ofsted (2018) Birmingham City Council : Inspection of children's social care services (Inspection dates: 3 December 2018 to 14 December 2018)

<https://files.ofsted.gov.uk/v1/file/50050254> (2021年4月14日参照)

Ofsted (2018) London Borough of Hillingdon : Inspection of local authority children's services (Inspection dates: 16 April to 27 April 2018)

<https://files.ofsted.gov.uk/v1/file/50004456> (2021年4月14日参照)

---

早稲田大学大学院総合研究機構  
社会的養育研究所

フォスタリング機関の評価のあり方に関する調査研究 報告書

2021（令和3）年4月

---



Supported by  日本 THE NIPPON  
財団 FOUNDATION